

昭和三十一年政令第八十八号

中小企業退職金共済法施行令

内閣は、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第四十四条第一項第三号及び第九十九条の規定に基づき、中小企業退職金共済法施行令（昭和三十四年政令第二百三十二号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（退職金共済契約による退職金の額）

第一条 中小企業退職金共済法（以下「法」という。）第十条第二項第一号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、掛金月額を千円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数（以下「区分掛金納付月数」という。）に応じ別表第一の下欄に定める金額を合算して得た額（退職が死亡による場合にあつては、千円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額）とする。

2 法第十条第二項第二号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、千円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額とする。

3 法第十条第三項第三号イ（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、区分掛金納付月数に応じ別表第二の下欄に定める金額を合算して得た額とする。（退職金を分割払の方法により支給する場合の分割支給率）

第二条 法第十二条第五項の政令で定める率は、次の各号に掲げる分割支給期間の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 五年 千分の五十一に厚生労働大臣の定める率を加えて得た率
二 十年 千分の二十六に厚生労働大臣の定める率を加えて得た率
（退職金共済契約解除時に共済契約者の申出により解約手当金相当額が引き渡される制度）

第三条 法第十七条第一項の政令で定める制度は、次のとおりとする。

- 一 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金
二 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金
三 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第七十三条第一項に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度

（過去勤務掛金の額の算定に係る率）
第四条 法第二十八条第一項の政令で定める率は、過去勤務期間の年数に応じ別表第三の下欄に定める率とする。

（過去勤務掛金の全部が納付された場合の退職金の額の算定に係る率）
第五条 法第二十九条第一項第二号の政令で定める率は、同号の過去勤務掛金の納付があつた月数が六十八月の場合は四十八・三、六十月の場合は六十一・五とする。

（過去勤務掛金の一部が納付された場合の退職金の額の算定に係る率）
第六条 法第二十九条第二項第二号の政令で定める率は、過去勤務掛金の納付があつた月数に応じ別表第四の下欄に定める率とする。

（過去勤務掛金の一部が納付された場合の退職金の額の算定に係る率）
第七条 法第二十九条第二項第二号ハの政令で定める率は、年一パーセントとする。

（退職金共済事業を行う団体から退職金相当額の受入れをした場合の退職金の額の算定に係る率）
第八条 法第三十条第二項第二号イの政令で定める率は、年一パーセントとする。

（退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等）
第九条 法第三十一条の二第二項（同条第六項において読み替へて準用する場合を含む。第七項各号列記以外の部分及び第九項において同じ。）の政令で定める金額は、廃止団体に法第三十一条第一項の規定により引き渡された金額及び所得税法施行令第七十三条第一項第八号ハの規定により引き渡された金額とする。

法第三十一条の二第二項の政令で定める額は、同項の政令で定める月数に対応する別表第五の下欄に定める金額に基づき付録第一の式により定まる金額とする。

法第三十一条の二第二項の政令で定める月数は、被共済者が退職金共済に関する契約の被共済者であつた期間の月数を上限とする各月数（以下この項及び付録第一において「各月数」という。）のうち、付録第一の式により各月数により定まる金額が受入金額を超えない範囲内において最大となるもの（法第十八条及び第十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の申出に係る被共済者その他厚生労働省令で定める者にあつては、零月）とする。

法第三十一条の二第三項第一号の政令で定める率は、年一パーセントとする。

法第三十一条の二第七項の政令で定める率は、年一パーセントとする。

法第三十一条の二第九項の政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合
同条第三項第一号において「計算後残余額」という。）

二 法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第二項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第六項において読み替へて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合
同条第七項に規定する元利合計額（次項第二号において「元利合計額」という。）

法第三十条第四項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、法第十條第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項並びに第三十一条の二第三項及び第七項の規定並びに第十六条第五項、第七項及び第九項から第十一項までの規定にかかわらず、法第二十九条第一項若しくは第二項（法第三十条第四項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）若しくは第三十条第二項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定により算定される退職金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 法第三十条第四項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合
計算後残余額

法第三十条第四項の規定又は第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十条の二第六項において読み替へて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者である場合
元利合計額

法第三十一条の二第九項の規定の適用を受ける退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規定にかかわらず、法第三十一条の二第九項の退職金の額の算定に係る規定の例により計算して得た額とする。

前三項に規定する場合のほか、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る退職金共済契約の被共済者に係る退職金等の額の算定に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（資産管理運用機関等からの移換額の移換等）
第十条 法第三十一条の三第二項の政令で定める額は、同項の政令で定める月数に対応する別表第五の下欄に定める金額に基づき付録第二の式により定まる金額とする。

法第三十一条の三第二項の政令で定める月数は、移換額の算定の基礎となつた期間の月数を上限とする各月数（以下この項及び付録第二において「各月数」という。）のうち、付録第二の式により各月数により定まる金額が移換額を超えない範囲内において最大となるもの（法第十八条及び第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の申出に係る被共済者その他厚生労働省令で定める者にあつては、零月）とする。

法第三十一条の三第三項第一号の政令で定める率は、年一パーセントとする。

法第三十一条の三第七項の政令で定める率は、年一パーセントとする。

法第三十一条の三第九項の政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項又は第三十一条の二第七項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の三第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合
同条第三項第一号に規定す

る計算後残余額（次項第一号において「計算後残余額」という。）

二 法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十條第二項又は第三十一條の二第三項若しくは第七項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一條の三第六項において読み替えて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合、同条第七項に規定する元利合計額（次項第二号において「元利合計額」という。）

六 法第三十條第四項若しくは第三十一條の二第九項の規定又は第十六條第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一條の三第一項（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。第九項において同じ。）の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、法第十條第一項ただし書及び第二項、第二十九條第一項及び第二項、第三十條第二項、第三十一條の二第三項、第七項及び第九項並びに第三十一條の三第三項及び第七項の規定並びに第十六條第五項、第七項及び第九項から第十一項までの規定にかかわらず、法第二十九條第一項若しくは第二項（法第三十條第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十條第二項若しくは第三十一條の二第九項の規定又は第十六條第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定により算定される退職金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

7 法第三十一條の三第九項の規定の適用を受ける退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六條第三項の規定にかかわらず、法第三十一條の三第九項の退職金の額の算定に係る規定の例により計算して得た額とする。

八 法第三十一條の三第一項の規定による申出に従い資産管理機関から機構が移換を受けた資産の額に確定拠出年金法第五十四條第一項、第五十四條の二第一項、第七十四條の二第一項又は第八十條第一項第二号の規定による移換を受けた資産の額が含まれる場合における法第三十一條の三第二項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間」とあるのは、「企業型年金加入者期間（同法第五十四條第二項、第五十四條の二第二項若しくは第七十四條の二第二項の規定により算入された期間又は同法第三十三條第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間を含む。）」とする。

九 第五項から前項までに規定する場合のほか、法第三十一條の三第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者に係る退職金等の額の算定に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。（特定業種掛金納付月数を算定するための換算法）

第十條 法第四十三條第一項の規定による月数への換算は、同項の日数を特定業種ごとに厚生労働大臣が定める数で除して得た数（〇・五未満の端数があるときはこれを切り捨て、〇・五以上一未満の端数があるときはこれを一に切り上げるものとする。）を月数とすることによつて行うものとする。

（特定業種退職金共済契約による退職金の額）  
第十二條 法第四十三條第一項から第四項までの規定により支給する退職金の額は、次の各号に掲げる特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十三月以下 特定業種区分掛金納付月数（特定業種掛金月額（掛金の日額に前条の規定により特定業種ごとに厚生労働大臣が定める数乗じて得た額をいう。次条及び第十五条において同じ。）を十円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数（この月数の算定については、前条の例による。）をいう。以下同じ。）に応じ別表第一の下欄に定める金額

の百分の一の金額を合算して得た額（法第四十三條第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額）  
二 二十四月以上四十二月以下 十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額  
三 四十三月以上 特定業種区分掛金納付月数に応じ指定表の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）

2 前項第三号の指定表とは、別表第六から別表第八までのうちから特定業種退職金共済契約の被共済者（法第二條第四項の規定に基づき厚生労働大臣が特定業種の指定をする際に定める当該特定業種にあつては、当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となる者）が当該特定業種に属する事業に常態として従事する期間その他の事情を考慮して、特定業種の区分に応じ、厚生労働大臣が指定する表をいう。（被共済者が特定業種間を移動した場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等）

第十三條 法第四十六條第二項の政令で定める金額は、被共済者の甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数を上限とする各月数に応じ乙特定業種に係る別表第九等（別表第六に係る特定業種にあつては別表第九、別表第七に係る特定業種にあつては別表第十、別表第八に係る特定業種にあつては別表第十一をいう。次条及び第十五條第一項において同じ。）の下欄に定める金額に、当該被共済者が乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた日における掛金の日額により算定した乙特定業種に係る特定業種掛金月額（次項及び第四項第一号において「移動時特定業種掛金月額」という。）を千円で除して得た数乗じて得た金額のうち、法第四十六條第一項の規定により繰り入れられた金額を超えない範囲内において最大となるものとする。

2 法第四十六條第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた者に対する前条第一項の規定の適用については、前項の政令で定める金額の算定の基礎とされた月数に相当する月数は、移動時特定業種掛金月額に相当する額の特定業種掛金月額により納付されたものとし

て、乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に通算されるものとする。

3 法第四十六條第二項に規定する残余の額を有する特定業種退職金共済契約の被共済者に係る退職金の額は、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、当該被共済者の乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数につき、当該残余の額に対し、次の各号に掲げる特定業種の区分に応じ、当該各号に定める利率の複利による計算をして得た元利合計額（次項及び第五項において「計算後残余額」という。）を加算して得た額とする。

一 別表第六に係る特定業種 年一・三パーセント  
二 別表第七に係る特定業種 年二・三パーセント  
三 別表第八に係る特定業種 年〇・一パーセント  
4 乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に第二項の相当する月数を加えた月数（次項において「通算後特定業種掛金納付月数」という。）が二十四月（その者が法第四十三條第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十二月。第一号及び次項において同じ。）未満である場合における退職金の額は、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その者の甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数にその者の乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数を加えた月数（以下この号において「合算月数」という。）が二十四月未満である場合、移動時特定業種掛金月額を特定業種掛金月額とし、合算月数を特定業種区分掛金納付月数として、前条第一項の規定を適用した場合に得られる額（その額が第一項の政令で定める金額に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金（法第四十六條第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を除く。次号及び次項において同じ。）の総額を加算して得た額を超えるときは、当該加算して得た額）に

計算後残余額を加算して得た額  
二 前号に掲げる場合以外の場合、第一項の政令で定める金額に、乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額  
5 通算後特定業種掛金納付月数が二十四月以上であり、かつ、第一項の政令で定める金額に、

計算後残余額を加算して得た額  
二 前号に掲げる場合以外の場合、第一項の政令で定める金額に、乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額  
5 通算後特定業種掛金納付月数が二十四月以上であり、かつ、第一項の政令で定める金額に、

乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額が前条第一項又はこの条第三項の規定により算定した額を超える場合における退職金の額は、前条第一項及びこの条第三項の規定にかかわらず、当該加算して得た額とする。（特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額及び通算月数）

**第十四条** 法第五十三条の政令で定める金額は、中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数上限とする各月数に応じ別表第九等の下欄に定める金額のいずれかに特定業種退職金共済契約の効力が生じた日における掛金の日額により算定した特定業種掛金月額を千円で除して得た数を乗じて得た額と同額の金額とし、同条の政令で定める月数は、納付された金額の算定の基礎となつた別表第九等の下欄に定める金額に対応する別表第九等の上欄に定める月数とする。

（退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等）

**第十五条** 法第五十五条第二項の政令で定める金額は、被共済者の掛金納付月数に相当する月数上限とする各月数に応じ別表第九等の下欄に定める金額に、当該被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた日における掛金の日額により算定した特定業種掛金月額（次項及び第四項第一号において「移動時特定業種掛金月額」という。）を千円で除して得た数を乗じて得た金額のうち、同条第一項の規定により繰り入れられた金額を超えない範囲内において最大となるものとする。

**2** 法第五十五条第二項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた者に対する第十二条第一項の規定の適用については、前項の政令で定める金額の算定の基礎とされた月数に相当する月数は、移動時特定業種掛金月額に相当する額の特定業種掛金月額により納付されたものとして、特定業種掛金納付月数に通算されるものとする。

**3** 法第五十五条第二項に規定する残余の額を有する特定業種退職金共済契約の被共済者に係る退職金の額は、第十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、特定業種掛金納付月数に相当する月数につき、当該残余の額に対し、第十三条第三項各号に掲げる特

定業種の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率の複利による計算をして得た元利合計額（次項及び第五項において「計算後残余額」という。）を加算して得た額とする。

**4** 特定業種掛金納付月数に第二項の相当する月数を加えた月数（次項において「通算後特定業種掛金納付月数」という。）が二十四月（その者が法第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十二月。第一号及び次項において同じ。）未満である場合における退職金の額は、第十二条第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 掛金納付月数に特定業種掛金納付月数を加えた月数（以下この号において「合算月数」という。）が二十四月未満である場合、移動時特定業種掛金月額を特定業種掛金月額とし、合算月数を特定業種区分掛金納付月数として、第十二条第一項の規定を適用した場合に得られる額（その額が第一項の政令で定める金額に特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金（法第五十五条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を除く。次号及び次項において同じ。）の総額を加算して得た額を超えるときは、当該加算して得た額）に計算後残余額を加算して得た額

二 前号に掲げる場合以外の場合、第一項の政令で定める金額に、特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額

**5** 通算後特定業種掛金納付月数が二十四月以上であり、かつ、第一項の政令で定める金額に、特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額が第十二条第一項又はこの条第三項の規定により算定した額を超える場合における退職金の額は、第十二条第一項及びこの条第三項の規定にかかわらず、当該加算して得た額とする。

（特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となつた場合における掛金納付月数への通算に係る金額等）

**第十六条** 法第五十五条第四項の規定によりその金額は、被共済者の特定業種掛金納付月数に相当する月数上限とする各月数（付録第三において「各月数」という。）に応じ別表第五の下欄に定める金額に基づき付録第三の式により

定まる金額のうち、同条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の規定により繰り入れられた金額（付録第三において「繰入金額」という。）を超えない範囲内において当該定まる金額の算定の基礎とされた月数が最大となるものとする。

**2** 法第五十五条第四項に規定する場合に係る退職金共済契約の被共済者（以下この条において「移動被共済者」という。）のうち、特定業種掛金納付月数に掛金納付月数を加えた月数（第九項第一号において「合算月数」という。）が十二月以上となる者に関して法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の繰入れがあつた後に行われる退職金共済契約に係る退職金の支給については、法第十条第一項ただし書（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

**3** 移動被共済者に対する法第十条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から第一項の政令で定める金額の算定の基礎とされた月数分遡つた月において同日に相当する日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日。以下この項及び次項において「みなし加入日」という。）に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該みなし加入日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が当該退職金共済契約の効力が生じた日における当該移動被共済者に係る掛金月額（第九項第一号において「移動時掛金月額」という。）に相当する額の掛金月額により納付されたものとみなす。

**4** みなし加入日が平成三年四月一日前の日である移動被共済者に対する法第十条第二項第三号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号ロ中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）とする。

**5** 法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項に規定する残余の額を有する退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の規定により繰入れのあつた日の属する月

の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、年一パーセントの利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該繰入れのあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。以下この条において「計算後残余額」という。）を加算して得た額とする。

**6** 前項の残余の額を有する退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

**7** 法第三十条第二項の規定の適用を受ける被共済者が、第五項に規定する残余の額を有する退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項並びに第三十条第二項の規定並びにこの条第五項の規定にかかわらず、法第三十条第二項の規定により算定される退職金の額に計算後残余額を加算した額とする。

**8** 前項の規定の適用を受ける退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

**9** 掛金納付月数（法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定にかかわらず）の項において「みなし加入日」という。）に係る掛金納付月数を含む。次項及び第十一項において同じ。以下この条において同じ。未満である移動被共済者に係る退職金及び解約手当金の額は、法第十条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定において同じ。の規定並びにこの条第五項及び第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 合算月数が二十四月未満である場合、移動時掛金納付月数及び掛金月額とし、合算月数を区分して、法第十条第一項の規定を適用した場合に得られる額（その額が第一項の政令で定める金額に退職金共済契約に基づき納付された掛金（みなし納付掛金を除く。次号及び次項において同じ。）の総額を加算して得た額を超えるときは、当該加

算して得た額)に計算後残余額を加算して得た額

二 前号に掲げる場合以外の場合 第一項の政令で定める金額に、退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額

10 掛金納付月数が二十四月以上であり、かつ、第一項の政令で定める金額に、退職金共済契約に基づき納付された掛金の総額に計算後残余額を加算して得た額が法第十條第二項の規定又はこの条第五項若しくは第六項の規定により算定した額を超える移動被共済者(次項において「調整被共済者」という。)に係る退職金及び解約手当金の額は、これらの規定にかかわらず、当該加算して得た額とする。

11 第七項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、掛金納付月数が二十四月未満の被共済者である場合又は調整被共済者である場合における退職金及び解約手当金の額は、前四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第七項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、掛金納付月数が二十四月未満の被共済者である場合 第九項の規定の例により計算して得た額に計算後受入金額(法第三十條第二項第二号イに規定する計算後受入金額をいう。次号において同じ。)を加算して得た額
- 二 第七項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、調整被共済者である場合 前項の規定の例により計算して得た額に計算後受入金額を加算して得た額

(厚生労働省令への委任)

第十七條 第十三條及び前二條に定めるもののほか、特定業種退職金共済契約の被共済者が他の特定業種退職金共済契約又は退職金共済契約の被共済者となつた場合及び退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合における退職金及び解約手当金の支給に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(教育公務員の範囲)

第十八條 法第六十九條の四第三項の政令で定める教育公務員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者(当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。)とする。

(財形住宅債券の形式)

第十九條 財形住宅債券は、無記名利札付きとする。

(財形住宅債券の発行の方法)

第二十條 財形住宅債券の発行は、募集の方法による。

(財形住宅債券申込証)

第二十一條 財形住宅債券の募集に応じようとする者は、財形住宅債券申込証にその引き受けようとする財形住宅債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならぬ。

2 社債、株式等の振替に關する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある財形住宅債券(次条第二項において「振替財形住宅債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該財形住宅債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を財形住宅債券申込証に記載しなければならぬ。

3 財形住宅債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 財形住宅債券の名称
- 二 財形住宅債券の総額
- 三 各財形住宅債券の金額
- 四 財形住宅債券の利率
- 五 財形住宅債券の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 財形住宅債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 応募額が財形住宅債券の総額を超える場合の措置
- 十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(財形住宅債券の引受け)

第二十二條 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が財形住宅債券を引き受けた会社又は財形住宅債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替財形住宅債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替財形住宅債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならぬ。

(財形住宅債券の成立の特則)

第二十三條 財形住宅債券の応募総額が財形住宅債券の総額に達しないときでも財形住宅債券を成立させる旨を財形住宅債券申込証に記載したときは、その応募額をもって財形住宅債券の総額とする。

(財形住宅債券の払込み)

第二十四條 財形住宅債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各財形住宅債券についてその全額の払込みをさせなければならない。(債券の発行)

第二十五條 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、財形住宅債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第二十一條第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(財形住宅債券原簿)

第二十六條 機構は、主たる事務所に財形住宅債券原簿を備えて置かなければならない。

2 財形住宅債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 財形住宅債券の発行の年月日
- 二 財形住宅債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、財形住宅債券の数及び番号)
- 三 第二十一條第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項
- 四 元利金の支払に關する事項
- 五 元利金が欠けている場合

第二十七條 財形住宅債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

(財形住宅債券の発行の認可)

第二十八條 機構は、法第七十五條の二第一項の規定により財形住宅債券の発行の認可を受けようとするときは、財形住宅債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 財形住宅債券の発行を必要とする理由

二 第二十一條第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 財形住宅債券の募集の方法

四 財形住宅債券の発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 作成しようとする財形住宅債券申込証
- 二 財形住宅債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面
- 三 財形住宅債券の引受けの見込みを記載した書面

(運用方法を特定する信託から除外する投資一任契約)

第二十九條 法第七十七條第一項第三号の政令で定める投資一任契約は、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第八項第十二号に規定する投資一任契約のうち、機構がその投資判断の全部を一任することを内容とするものとする。

(基本方針の趣旨の提示を必要としない保険料の払込み)

第三十條 法第七十八條第三項の政令で定める保険料の払込みは、当該保険料の払込みに係る契約の全部において保険業法(平成七年法律第五十五号)第一百六條第一項に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものとする。

(国土交通大臣の職権の委任)

第三十一條 法第八十六條第三項の政令で定める国土交通大臣の職権は、同條第一項の規定により読み替えて適用する法第十條第五項並びに法第八十六條第二項の規定により読み替えて適用する法第十八條及び第五十五條第一項第一号に規定する職権とする。

附則 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三九年一月二日政令第三二八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年三月二七日政令第四八号)

この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則 (昭和四三年四月五日政令第六一号)

この政令は、公布の日から施行する。  
附則（昭和四五年五月一日政令第一八号）

- 1 この政令中、第一条の規定及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定及び附則第三項の規定は昭和四十五年十二月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行令第三条及び別表第一の規定は、第一条の規定の施行の日以後に支給事由が生じた者に係る退職金について適用し、同日前に支給事由が生じた者に係る退職金については、なお従前の例による。
- 3 第二条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行令第三条及び別表第一の規定は、第二条の規定の施行の日以後に支給事由が生じた者に係る退職金について適用し、同日前に支給事由が生じた者に係る退職金については、なお従前の例による。

附則（昭和五〇年一月二十九日政令第三四四号）

- 1 この政令は、昭和五十年十二月一日から施行する。  
(施行期日)
- (退職金に関する経過措置)
- 2 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給事由が生じた者に係る退職金については、なお従前の例による。
- 3 八百万未満の特定業種掛金月額（改正後の中小企業退職金共済法施行令（以下「新令」という。）第三条第二号に規定する特定業種掛金月額をいう。以下同じ。）により掛金が納付されたことのある特定業種退職金共済契約の被共済者であつて、施行日以後に支給事由が生じたもの（同条ただし書の規定に該当する者を除く。）に係る退職金の額は、同条本文の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た金額（その金額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）の合算額とする。
  - 一 八百万以下の特定業種掛金月額について、その十円ごとに、掛金の納付があつた月数（その月数の算定については、新令第二条の例による。以下同じ。）に応じ新令別表第一の中欄に定める金額の八十分の一の金額（当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛金の納付があつた日数のうちに当該共済契約者が中小企業者以外の事業主であつた期間に係るものがあるときは、掛金の納付があつた月数に同じ同表の下欄に定める金額）の八分の一に、中小企業者であつた期間に係る掛金の納付額を減じて得た額を加算した額の十分の一の金額）を、ただし、特定業種掛金月額の変更があり、かつ、変更後の特定業種掛金月額による掛金の納付があつた月数を通算して二十四月未満であるときは、当該変更後の特定業種掛金月額のうち八百万から変更前の特定業種掛金月額に相当する額を差し引いて得た額に、対応する部分については、その十円ごとに、十円に当該納付があつた月数を乗じて得た額を、二 八百万を超える特定業種掛金月額について、その十円ごとに、掛金の納付があつた月数に応じ新令別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額（当該納付があつた月数が二十四月未満の場合には、その十円ごとに、十円に当該納付があつた月数を乗じて得た金額）

があつた月数に同じ同表の下欄に定める金額に、中小企業者であつた期間に係る掛金の納付があつた月数に同じ同表の中欄に定める金額の八分の一の金額からその下欄に定める金額を減じて得た額を加算した額の十分の一の金額）を、ただし、特定業種掛金月額の変更があり、かつ、変更後の特定業種掛金月額による掛金の納付があつた月数を通算して二十四月未満であるときは、当該変更後の特定業種掛金月額のうち八百万から変更前の特定業種掛金月額に相当する額を差し引いて得た額に、対応する部分については、その十円ごとに、十円に当該納付があつた月数を乗じて得た額

- 4 新令第五条、昭和三十九年十二月一日以後に退職し、施行日以後再び被共済者となつた場合について適用し、被共済者が同月一日前に退職した場合又は同日以後退職し、施行日前に再び被共済者となつた場合については、なお従前の例による。  
(特別被共済者が移動した場合における合算額に関する経過措置)
- 5 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十号）附則第五条第一項に規定する特別被共済者に係る新令第五条第一項の合算額は、同項の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た金額を合算して得た額とする。ただし、当該合算して得た額が同項の合算額に達しない場合は、この限りでない。
  - 一 施行日から昭和五十一年十二月一日までの期間（以下「暫定期間」という。）内における特別被共済者に係る掛金月額の増加がなかつたものとした場合における掛金月額について、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数に応じ中小企業退職金共済法別表第一の下欄に定める金額
  - 二 暫定期間内における掛金月額の増加額について、その百円ごとに、百円にその増加額に

係る掛金の納付があつた月数を乗じて得た金額  
附則（昭和五五年一月一日政令第二八六号）

- (施行期日)
- 第一条 この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十五年十二月一日）から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）並びに附則第四条第四項及び第五条の規定は、昭和五十六年四月一日から施行する。  
(退職金に関する経過措置)
- 第二条 改正後の中小企業退職金共済法施行令（以下「新令」という。）第三条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給事由が生じた者に係る退職金について適用し、施行日前に支給事由が生じた者に係る退職金については、なお従前の例による。
- 第三条 施行日以前の日について特定業種退職金共済契約に基づき掛金が納付されたことのある被共済者であつて、施行日以後に支給事由が生じたもの（新令第三条ただし書の規定に該当する者を除く。）に係る退職金の額は、同条本文の規定にかかわらず、次の各号により計算して得た金額（その金額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）の合算額とする。
  - 一 千二百円以下の特定業種掛金月額（新令第三条第二号に規定する特定業種掛金月額をいう。以下この条において同じ。）については、イにより計算して得た金額の合計額からロにより計算して得た金額の合計額を減じて得た金額
  - イ 千二百円以下の特定業種掛金月額について、その十円ごとに、掛金の納付があつた月数（この月数の算定については、新令第二条の例による。以下この条において同じ。）に応じ新令別表第一の中欄に定める金額の百二十分の一の金額（当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛金の納付があつた日数のうちに当該共済契約者が中小企業者以外の事業主であつた期間に係るものがあるときは、掛金の納付があつた月数に同じ同表の下欄に定める金額）の十分の一に、中小企業者であつた期間に係る掛金の納付額を減じて得た額を加算した額の十分の一の金額）を、ただし、特定業種掛金月額の変更があり、かつ、変更後の特定業種掛金月額による掛金の納付があつた月数を通算して二十四月未満であるときは、当該変更後の特定業種掛金月額のうち八百万から変更前の特定業種掛金月額に相当する額を差し引いて得た額に、対応する部分については、その十円ごとに、十円に当該納付があつた月数を乗じて得た額を、ロ 八百万を超える千二百円以下の特定業種掛金月額について、その十円ごとに、掛金の納付があつた月数（当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約の共済契約者が中小企業者であつた期間に係るものに限る。以下この号において同じ。）が三十六月以上である被共済者につき、施行日前の期間に係る掛金の納付があつた月数に応じ新令別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額（その月数が二十四月未満であるときは、その十円ごとに、十円にその月数を乗じて得た金額）の九十五分の五（掛金の納付があつた月数が百二十月以上である場合は、九十分の一）の金額

る金額の十二分の一の金額からその下欄に定める金額を減じて得た額を加算した額の十分の一の金額）を、ただし、特定業種掛金月額の変更があつた場合において、変更後の特定業種掛金月額による掛金の納付があつた月数を通算して二十四月未満であるときは、（特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合を除く。）は、当該変更後の特定業種掛金月額のうち当該変更後の特定業種掛金月額（その額が千二百円を超えるときは、千二百円）から変更前の特定業種掛金月額に相当する額を差し引いて得た額に、対応する部分については、その十円ごとに、十円に当該掛金の納付があつた月数を乗じて得た金額

- ロ 八百万を超える千二百円以下の特定業種掛金月額について、その十円ごとに、掛金の納付があつた月数（当該被共済者に係る特定業種退職金共済契約の共済契約者が中小企業者であつた期間に係るものに限る。以下この号において同じ。）が三十六月以上である被共済者につき、施行日前の期間に係る掛金の納付があつた月数に応じ新令別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額（その月数が二十四月未満であるときは、その十円ごとに、十円にその月数を乗じて得た金額）の九十五分の五（掛金の納付があつた月数が百二十月以上である場合は、九十分の一）の金額
- 二 千二百円を超える特定業種掛金月額について、その十円ごとに、掛金の納付があつた月数に応じ新令別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額（特定業種掛金月額の変更があつた場合において、掛金の納付があつた月数が二十四月未満であるときは、（特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合を除く。）は、その十円ごとに、十円に当該掛金の納付があつた月数を乗じて得た金額）

附則（昭和五十六年改正法）

- 第三条の二 施行日以前の日について中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三十八号。以下「昭和五十六年改正法」という。）による改正後の中小企業退職金共済法第八十三条の第二項の甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき掛金が納付されたことのある被共済者であつた者であつて、施行日以後に同項の乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となり、その者について

- 二 千二百円を超える特定業種掛金月額について、その十円ごとに、掛金の納付があつた月数に応じ新令別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額（特定業種掛金月額の変更があつた場合において、掛金の納付があつた月数が二十四月未満であるときは、（特定業種掛金納付月数が二十四月未満である場合を除く。）は、その十円ごとに、十円に当該掛金の納付があつた月数を乗じて得た金額）



の二第一項に規定する退職金共済契約の被共済者であつて、新法第二十一条の四第一項の規定に該当するものに係る退職金共済契約が解除された場合、昭和五十五年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する新法第二十一条の四第三項の規定により計算した場合に得られる解約手当金の額が、昭和五十五年改正法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する新法第十三条第四項の規定により計算して得た額に納付された過去勤務掛金の総額（過去勤務掛金の納付があつた月数が四十八月であるときは四千九百六十円、過去勤務掛金の納付があつた月数が六十月であるときは六千八百円に、過去勤務掛金の額を百円を除き得た数を乗じて得た額）を加算した額に満たないときは、その者に支給される解約手当金の額は、昭和五十五年改正法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する新法第二十一条の四第三項の規定にかかわらず、当該加算した額とする。

2 前項に規定する退職金共済契約の被共済者のうち、昭和五十五年改正法の施行の日以後にその効力が生ずる退職金共済契約の被共済者に対する同項の規定の適用については、同項中「昭和五十五年改正法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する新法第十三条第四項」とあるのは、「新法第十三条第四項」とする。

**附則（昭和五十六年九月二十九日政令第二九七号）**

1 (施行期日)  
この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年十月一日）から施行する。

2 (退職金に関する経過措置)  
第一条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行令第五項の規定及び第二条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令附則第四条第六項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に中小企業退職金共済法第八十二条第一項から第三項までに規定する支給事由が生じた者に係る退職金について適用し、施行日前に当該支給事由が生じた者に係る退職金については、なお従前の例による。

**附則（昭和五十六年一月二五日政令第三三六号）抄**  
(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。  
**附則（昭和五十八年三月一八日政令第二二号）**  
この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

**附則（昭和五十八年二月一〇日政令第二五六号）**

この政令は、公布の日から施行する。  
**附則（昭和六一年一月二一日政令第三四一号）**  
(施行期日)  
第一条 この政令は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

(退職金に関する経過措置)  
**第二条** 改正後の中小企業退職金共済法施行令（以下「新令」という。）第三条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給事由が生じた者に係る退職金について適用し、施行日前に支給事由が生じた者に係る退職金については、なお従前の例による。

**第三条** 削除  
(被共済者が移動した場合の繰入金額等に関する経過措置)  
**第四条** 新令第三条の二の規定は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十七号）による改正後の中小企業退職金共済法（以下「新法」という。）第八十三条の三第一項の甲特定業種（以下この条において「甲特定業種」という。）に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に同項の乙特定業種（以下この条において「乙特定業種」という。）に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

2 施行日前に効力が生じた甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であつた者（施行日前に当該契約に基づく退職金の支給事由が生じ、施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた者に限る。）に関する新令第三条の二第一項の規定の適用については、同項第一号中「甲特定業種に係る別表第一等」とあるのは、「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第三百四十一号）による改正前の別

表第一（甲特定業種が同令による改正前の前条第一号に規定する労働大臣が指定する特定業種の別表第二）とする。  
(特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置)  
**第五条** 新令第四条の規定は、新法第九十二条第一項の従業員（以下この条において「従業員」という。）が施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、従業員が施行日前に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

(被共済者が移動した場合の引渡金額等に関する経過措置)  
**第六条** 新令第五条第一項及び第四項の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、退職金共済契約の被共済者が施行日前に特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

2 施行日前に効力が生じた退職金共済契約の被共済者であつた者であつて、施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となつたものに関する新令第五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新令第五条千円	第一項第一法別表第一	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十七号。以下「改正法」という。）による改正前の法（以下「旧法」という。）別表第一	退職金共済法附則第四項第一項の二号イ又はロに掲げる場合	効力が生じた日に	おける掛金月額を	超える掛金月額があるとき	その超える額	同号イ又はロに定める額
---------	------------	---	-----------------------------	----------	----------	--------------	--------	-------------

新令第五条千円	第一項第二法別表第一	旧法別表第一	四万九千四百六十円	六万八千六百八十円
---------	------------	--------	-----------	-----------

新令第五条退職金共済契約の効力が生じた日（中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十五号）附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する同法による改正後の法第二十一条の二第一項の規定による申出（以下「特例申出」という。）に係る者にあつては、特例申出をした日）

掛金納付月数（特例申出に係る者にあつては、特例申出をした日の属する月以後の期間に係る掛金納付月数。イを除き、以下この号において同じ。）が

新令第五条千円	第一項第三法別表第一	旧法別表第一	百円
---------	------------	--------	----

3 新令第五条第六項の規定は、特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

4 施行日前に効力が生じた特定業種退職金共済契約の被共済者であつた者（施行日前に当該契約に基づく退職金の支給事由が生じ、施行日以後に退職金共済契約の被共済者となつた者に限る。）に関する新令第五条第六項の規定の適用については、同項中「別表第一等及び」とあるのは、「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第三百四十一号）による改正前の別表第一（当該特定業種が

新令第五条法別表第三
 旧法別表第三 | 百円 |





額」という。)から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減じて得た額とする。

一 退職金共済契約の効力が生じた日が昭和六十一年十二月一日前である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額の合算額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

イ 退職金相当額が附則第六条第一項第一号の規定の例により算定した額である場合 掛金月額及び過去勤務通算月額(千二百円を超える掛金月額及び過去勤務通算月額にあっては、千二百円)を百円)とに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金の納付があつた月数に過去勤務期間の月数を加えた月数に応じ附則別表の第二欄に定める金額からその第三欄に定める金額の三倍の額を減じて得た額の十二分の一の金額

ロ 退職金相当額が附則第六条第二項第二号の規定の例により算定した額である場合 掛金月額(千二百円)を超え、千二百円)を百円)とに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金の納付があつた月数に附則別表の第二欄に定める金額からその第三欄に定める金額の三倍の額を減じて得た額の十二分の一の金額

二 退職金共済契約の効力が生じた日が昭和六十一年十二月一日以後である場合 掛金納付月数(退職金相当額が附則第六条第一項第一号の規定の例により算定した額である場合にあっては、掛金納付月数に過去勤務期間の月数を加えた月数)に応じ附則別表の第二欄に定める金額からその第三欄に定める金額の三倍の額を減じて得た額

2 平成二年改正法附則第四条第三項第三号ロに規定する退職金共済契約に係る解約手当金の額のうち同号ロ(1)の規定による額の算定については、前項の規定の例による。

第九條 平成二年改正法の施行の日前に効力を生じた退職金共済契約に係る退職金及び解約手当金のうち、昭和六十一年十二月一日前に効力を生じた退職金共済契約に係る掛金納付月数と同日後に効力を生じた退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算して支給することとなる退職

金及び解約手当金の額を算定する場合における附則第五条から前条までの規定の適用に關し必要な事項は、労働省令で定める。(過去勤務期間を通算した場合の退職金等に関する経過措置)

第十條 平成二年改正法による改正後の中小企業退職金共済法第二十一条の四第一項に規定する被共済者であつて、同項第一号に規定する日である日及び平成二年改正法の施行の日前の日である者に対する同号(同条第三項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項第一号中「第十條第一項」とあるのは、「第十條第二項第三号ロ中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月(平成四年四月以後の月に限る。)」として同項」とする。

附則別表

Table with 12 columns (months from 一月 to 十二月) and 3 rows of numerical values representing pension amounts.

Table with 12 columns (months from 一月 to 十二月) and 12 rows of numerical values representing pension amounts.

Table with 12 columns (months from 一月 to 十二月) and 12 rows of numerical values representing pension amounts.

八四月三三一、七四〇〇円	八三月三二六、二三〇〇円	八二月三二〇、七一〇〇円	八一月三一五、二〇〇〇円	八〇月三〇九、六九〇〇円	七九月三〇四、一七〇〇円	七八月二九八、六六〇〇円	七七月二九三、四五〇〇円	七六月二八八、二四〇〇円	七五月二八三、〇四〇〇円	七四月二七七、八三〇〇円	七三月二七二、六二〇〇円	七二月二六七、四一〇〇円	七一月二六二、五一〇〇円	七〇月二五七、六一〇〇円	六九月二五二、七一〇〇円	六八月二四七、八一〇〇円	六七月二四二、九二〇〇円	六六月二三八、〇一〇〇円	六五月二三三、七二〇〇円	六四月二二九、四三〇〇円	六三月二二五、一四〇〇円
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

八五月三三七、二五〇〇円	八六月三四二、七七〇〇円	八七月三四八、二八〇〇円	八八月三五三、七九〇〇円	八九月三五九、三一〇〇円	九〇月三六四、八二〇〇円	九一月三七〇、九五〇〇円	九二月三七七、〇七〇〇円	九三月三八三、二〇〇〇円	九四月三八九、三三〇〇円	九五月三九五、四五〇〇円	九六月四〇一、五八〇〇円	九七月四〇七、七一〇〇円	九八月四一三、八三〇〇円	九九月四一九、九六〇〇円	一〇〇月四二六、〇九〇〇円	一〇〇月四三二、五二〇〇円	一〇〇月四三八、九五〇〇円	一〇〇月四四四、六九〇〇円	一〇〇月四五〇、八三〇〇円	一〇〇月四五六、九七〇〇円	一〇〇月四六二、一一〇〇円
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

一〇七四七二、六五〇〇円	一〇八四七九、三八〇〇円	一〇九四八六、一二〇〇円	一一〇四九二、八六〇〇円	一一一四九九、六一〇〇円	一一二五〇六、三四〇〇円	一一三五一三、〇八〇〇円	一一四五一九、八二〇〇円	一一五五二六、五六〇〇円	一一六五三三、三〇〇〇円	一一七五四〇、〇三〇〇円	一一八五四六、七七〇〇円	一一九五五三、五一〇〇円	一一六五七三、〇九〇〇円	一一七五七九、九八〇〇円	一一八五八六、八七〇〇円	一一九五九三、七七〇〇円	一二〇五〇〇、六六〇〇円	一二一五〇七、五五〇〇円	一二二六一四、四五〇〇円	一二三六二一、三四〇〇円	一二四六二八、二三〇〇円
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

一二九六三五、一三二〇〇円	一三〇六四二、〇二〇〇円	一三一六四八、九二〇〇円	一三二六五五、八一〇〇円	一三三六六三、〇一〇〇円	一三四六七〇、二二〇〇円	一三五六七七、四三〇〇円	一三六六八四、六三〇〇円	一三七六九一、八四〇〇円	一三八六九九、〇五〇〇円	一三九七〇六、二五〇〇円	一四〇七一三、四六〇〇円	一四一七二〇、六七〇〇円	一四二七二七、八七〇〇円	一四三七三五、〇八〇〇円	一四四七四二、二九〇〇円	一四五七四九、四九〇〇円	一四六七五六、七〇〇〇円	一四八七六三、九一〇〇円	一四九七七〇、一二〇〇円	一五〇七八七、一三〇〇円	一五一八九四、三四〇〇円
---------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

月	一七二	月	一七一	月	一七〇	月	一六九	月	一六八	月	一六七	月	一六六	月	一六五	月	一六四	月	一六三	月	一六二	月	一六一	月	一六〇	月	一五九	月	一五八	月	一五七	月	一五六	月	一五五	月	一五四	月	一五三	月	一五二	月	一五一
〇円	九七八、五四	〇円	九六九、七七	〇円	九六〇、九九	〇円	九五二、二二	〇円	九四三、四五	〇円	九三四、六七	〇円	九二五、九〇	〇円	九一七、一三	〇円	九〇八、三五	〇円	八九九、五八	〇円	八八九、〇八	〇円	八八二、〇三	〇円	八七三、二六	〇円	八六四、四九	〇円	八五五、七一	〇円	八四六、九四	〇円	八三八、一七	〇円	八二九、三九	〇円	八二〇、六二	〇円	八一〇、八五	〇円	八〇三、〇七	〇円	七九四、三〇
〇〇円	三一、二、三三〇六、一〇	〇〇円	三〇九、五三〇三、三〇	〇〇円	三〇六、七三〇〇、六〇	〇〇円	三〇三、九二九七、八〇	〇〇円	三〇一、一二九五、一〇	〇〇円	二九八、三二九二、三〇	〇〇円	二九五、五二八九、六〇	〇〇円	二九二、七二八六、八〇	〇〇円	二八九、九二八四、一〇	〇〇円	二八七、一二八一、四〇	〇〇円	二八四、三二七八、六〇	〇〇円	二八一、五二七五、九〇	〇〇円	二七八、七二七三、一〇	〇〇円	二七五、九二七〇、四〇	〇〇円	二七三、一二六七、六〇	〇〇円	二七〇、三二六四、九〇	〇〇円	二六七、五二六二、二〇	〇〇円	二六四、七二五九、四〇	〇〇円	二六一、九二五六、七〇	〇〇円	二五九、一二五三、九〇	〇〇円	二五六、三二五一、二〇	〇〇円	二五三、五二四八、四〇

月	一九四	月	一九三	月	一九二	月	一九一	月	一九〇	月	一八九	月	一八八	月	一八七	月	一八六	月	一八五	月	一八四	月	一八三	月	一八二	月	一八一	月	一八〇	月	一七九	月	一七八	月	一七七	月	一七六	月	一七五	月	一七四	月	一七三
六三〇円	一、一七五、三七五、二三六七、七〇	二三〇円	一、一六六、三七二、二三六四、八〇	八三〇円	一、一五六、三六九、二三六一、八〇	七四〇円	一、一四七、三六六、三三五九、〇〇	六五〇円	一、一三八、三六三、四三五六、一〇	五七〇円	一、一二九、三六〇、五三三三、三〇	四八〇円	一、一一〇、三五七、六三三〇、四〇	三九〇円	一、一一一、三五四、七三四七、六〇	三一〇円	一、一〇二、三五二、八三四四、八〇	二二〇円	一、〇九三、三四八、九三四一、九〇	一三〇円	一、〇八四、三四六、〇三三九、一〇	〇五〇円	一、〇七五、三四三、一三三六、二〇	二七〇円	一、〇六六、三四〇、三三三三、五〇	一八〇円	一、〇五七、三三七、五三三〇、八〇	七三〇円	一、〇四八、三三四、七三二八、〇〇	九五〇円	一、〇三九、三三一、九三二五、三〇	一八〇円	一、〇三一、三二九、一三二二、五〇	四一〇円	一、〇二二、三二六、三三一九、八〇	六三〇円	一、〇一三、三二三、五三一七、〇〇	八六〇円	一、〇〇四、三二〇、七三一四、三〇	九九六、〇九三一七、九三一、五〇	九八七、三一三一五、一三〇八、八〇		

月	二二六	月	二二五	月	二二四	月	二二三	月	二二二	月	二二一	月	二二〇	月	二一九	月	二一八	月	二一七	月	二一六	月	二一五	月	二一四	月	二一三	月	二一二	月	二一一	月	二一〇	月	一九九	月	一九八	月	一九七	月	一九六	月	一九五
七七〇円	一、三九二、四四四、五四三五、六〇	四三〇円	一、三八二、四四一、二四三二、四〇	〇九〇円	一、三七二、四三七、九四二九、一〇	七五〇円	一、三六一、四三四、六四二五、九〇	四一〇円	一、三五二、四三一、三四二二、七〇	〇七〇円	一、三四一、四二八、〇四一九、四〇	〇四〇円	一、三三一、四二四、八四一六、三〇	〇一〇円	一、三二二、四二二、六四一三、二〇	九九〇円	一、三一〇、四一八、四四一〇、〇〇	九六〇円	一、三〇〇、四一五、二四〇六、九〇	九三〇円	一、二九〇、四一二、〇四〇三、八〇	九一〇円	一、二八〇、四〇八、八四〇〇、六〇	八九〇円	一、二七一、四〇五、七三九七、六〇	八七〇円	一、二六一、四〇二、六三九四、五〇	八五〇円	一、二五一、三九九、五三九一、五〇	八三〇円	一、二四二、三九六、四三八八、五〇	八一〇円	一、二三二、三九三、三三八五、四〇	七九〇円	一、二二二、三九〇、二三八二、四〇	七七〇円	一、二一三、三八七、二三七九、五〇	七五〇円	一、二〇三、三八四、二三七六、五〇	七三〇円	一九九、一九四、三八一、二三七三、六〇	一九五、一八五、三七八、二三七〇、六〇	

月	二三八	月	二三七	月	二三六	月	二三五	月	二三四	月	二三三	月	二三二	月	二三一	月	二三〇	月	二二九	月	二二八	月	二二七	月	二二六	月	二二五	月	二二四	月	二二三	月	二二二	月	二二一	月	二二〇	月	二一九	月	二一八	月	二一七
三五〇円	一、六三四、五二二、六五一、二〇	七五〇円	一、六二二、五一七、九五〇七、五〇	一六〇円	一、六一一、五一四、二五〇三、九〇	八八〇円	一、五九九、五〇一、六五〇〇、四〇	六〇〇円	一、五八八、五〇七、〇四九六、九〇	三二〇円	一、五七七、五〇三、四四九三、三〇	〇四〇円	一、五五六、四九九、八四八九、八〇	七六〇円	一、五五四、四九六、二四八六、三〇	四八〇円	一、五四三、四九二、六四八二、七〇	二〇〇円	一、五三二、四八九、〇四七九、二〇	二二〇円	一、五二二、四八八、二四七二、四〇	二七〇円	一、五一二、四八二、〇四七二、四〇	三〇〇円	一、四九九、四七八、五四六八、九〇	三三〇円	一、四八八、四七五、〇四六五、五〇	三七〇円	一、四七七、四七一、五四六二、一〇	七〇〇円	一、四六六、四六八、一四五八、七〇	〇六〇円	一、四五六、四六四、七四五五、四〇	四一〇円	一、四四五、四六一、三四五二、一〇	七五〇円	一、四三四、四五七、九四四八、七〇	一〇〇円	一、四二四、四五四、五四四五、四〇	四五〇円	一、四一三、四五二、一四四二、一〇	一一〇円	一、四〇三、四四七、八四三八、八〇





月	四三六	四三五	四三四	四三三	四三二	四三一	四三〇	四二九	四二八	四二七	四二六	四二五	四二四	四二三	四二二	四二一	四二〇	四一九	四一八	四一七	四一六	四一五
〇三〇	五、四八八、	六四〇	五、四五七、	五、四二七、	五、三九七、	五、三六七、	五、三三八、	五、二七九、	五、二五〇、	五、二二一、	五、一九二、	五、一六三、	五、一三四、	五、一〇六、	五、〇七七、	五、〇四九、	五、〇二一、	五、九九三、	五、九六五、	五、九三八、	五、九一〇、	五、八八二、
五〇〇	一、七五一、	八〇〇	一、七四一、	一、七三二、	一、七二二、	一、七一三、	一、七〇三、	一、六八四、	一、六七五、	一、六六六、	一、六五七、	一、六四七、	一、六三八、	一、六二九、	一、六二〇、	一、六一一、	一、六〇二、	一、五九三、	一、五八四、	一、五七六、	一、五六七、	一、五五八、
五〇〇	一、七一六、	〇〇〇	一、七〇七、	一、六九七、	一、六八八、	一、六七八、	一、六六九、	一、六六一、	一、六四二、	一、六三三、	一、六二四、	一、六一四、	一、六〇六、	一、五九七、	一、五八八、	一、五七九、	一、五七〇、	一、五六一、	一、五五三、	一、五四四、	一、五三五、	一、五二七、

月	四五八	四五七	四五六	四五五	四五四	四五三	四五二	四五二	四五〇	四四九	四四八	四四七	四四六	四四五	四四四	四四三	四四二	四四一	四四〇	四三九	四三八	四三七
一五〇	六、一九一、	六、一五七、	六、一二四、	六、〇九〇、	六、〇五七、	六、〇二四、	五、九九一、	五、九五六、	五、九二六、	五、八九四、	五、八六二、	五、八三〇、	五、七九八、	五、七六六、	五、七三四、	五、七〇三、	五、六七二、	五、六四一、	五、六一〇、	五、五七九、	五、五四八、	五、五一八、
九〇〇	一、九七五、	二〇〇	一、九六五、	一、九五四、	一、九四三、	一、九三二、	一、九二二、	一、九一一、	一、九〇一、	一、八八一、	一、八七〇、	一、八六〇、	一、八五〇、	一、八四〇、	一、八三〇、	一、八二〇、	一、八一〇、	一、八〇〇、	一、七九〇、	一、七八〇、	一、七七〇、	一、七六一、
四〇〇	一、九三六、	九〇〇	一、九二五、	一、九一五、	一、九〇五、	一、八九四、	一、八八四、	一、八七四、	一、八六三、	一、八五三、	一、八四三、	一、八三三、	一、八二三、	一、八一三、	一、八〇三、	一、七九三、	一、七八四、	一、七八四、	一、七五四、	一、七四四、	一、七三五、	一、七二六、

月	四八〇	四七九	四七八	四七七	四七六	四七五	四七四	四七三	四七二	四七一	四七〇	四六九	四六八	四六七	四六六	四六五	四六四	四六三	四六二	四六一	四六〇	四五九
八六〇	六、九七三、	六、九三六、	六、八九九、	六、八六二、	六、八二五、	六、七八八、	六、七五二、	六、七一五、	六、六四三、	六、六一〇、	六、五七七、	六、五四二、	六、五〇六、	六、四七〇、	六、四三六、	六、四〇一、	六、三六六、	六、三三〇、	六、二九四、	六、二五八、	六、二二二、	六、一八六、
七〇〇	二、二二五、	二、二一三、	二、二〇一、	二、一九〇、	二、一七八、	二、一六六、	二、一五四、	二、一四三、	二、一三〇、	二、一一二、	二、一〇〇、	二、〇八七、	二、〇七五、	二、〇六三、	二、〇五一、	二、〇〇〇、	一九八、	一九七、	一九六、	一九五、	一九四、	一九三、
二〇〇	二、一八一、	五〇〇	二、一六九、	二、一五七、	二、一四六、	二、一三三、	二、一一一、	二、一〇〇、	二、〇七七、	二、〇六六、	二、〇五五、	二、〇四四、	二、〇三三、	二、〇二二、	二、〇一一、	二、〇〇〇、	一九九、	一九八、	一九七、	一九六、	一九五、	一九四、

月	五〇二	五〇一	五〇〇	四九九	四九八	四九七	四九六	四九五	四九四	四九三	四九二	四九一	四九〇	四八九	四八八	四八七	四八六	四八五	四八四	四八三	四八二	四八一
九三〇	八、四四、	八、〇三、	七、六一、	七、二〇、	七、七九、	七、三八、	七、八七、	七、九七、	七、一〇七、	七、二〇七、	七、三〇七、	七、四〇七、	七、五〇七、	七、六〇七、	七、七〇七、	七、八〇七、	七、九〇七、	七、一〇七、	七、二〇七、	七、三〇七、	七、四〇七、	七、五〇七、
七〇〇	二、五〇三、	二、四九〇、	二、四七七、	二、四六四、	二、四五〇、	二、四三七、	二、四二四、	二、四一一、	二、三九九、	二、三八六、	二、三七三、	二、三六〇、	二、三四七、	二、三三三、	二、三二〇、	二、三〇七、	二、二九四、	二、二八〇、	二、二六七、	二、二五四、	二、二四一、	二、二二八、
六〇〇	二、四五三、	二、四四〇、	二、四二七、	二、四一四、	二、四〇一、	二、三八八、	二、三七六、	二、三六三、	二、三五一、	二、三三九、	二、三二六、	二、三一三、	二、三〇一、	二、二八九、	二、二七六、	二、二六四、	二、二五二、	二、二四〇、	二、二二八、	二、二一六、	二、二〇四、	二、一九二、

五〇三七、八八六、	二、五一七、	二、四六六、	五〇三
六〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五〇四七、九二八、	二、五三〇、	二、四七九、	五〇四
五九〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五〇五七、九七〇、	二、五四三、	二、四九三、	五〇五
八九〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五〇六八、〇一三、	二、五五七、	二、五〇六、	五〇六
五〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五〇七八、〇五六、	二、五七一、	二、五一九、	五〇七
一一〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五〇八八、〇九九、	二、五八四、	二、五三三、	五〇八
〇四〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五〇九八、一四一、	二、五九八、	二、五四六、	五〇九
九七〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五〇一八、一八五、	二、六一二、	二、五六〇、	五〇一
二二〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五一一八、二二八、	二、六二六、	二、五七三、	五一一
七六〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五二二八、二七二、	二、六四〇、	二、五八七、	五二二
六三〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五二三八、三一六、	二、六五四、	二、六〇一、	五二三
四九〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五一四八、三六〇、	二、六六八、	二、六一四、	五一四
六七〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五一五八、四〇四、	二、六八二、	二、六二八、	五一五
八五〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五一六八、四四九、	二、六九六、	二、六四二、	五一六
三五〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五一七八、四九四、	二、七一〇、	二、六五六、	五一七
一五〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五一八八、五三九、	二、七二五、	二、六七〇、	五一八
二七〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五一九八、五八四、	二、七三九、	二、六八四、	五一九
三九〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五二〇八、六二九、	二、七五四、	二、六九九、	五二〇
八三〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五二一八、六七五、	二、七六八、	二、七一三、	五二一
五七〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五二二八、七二一、	二、七八三、	二、七二七、	五二二
三二〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五二三八、七六七、	二、七九八、	二、七四二、	五二三
三八〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七
五二四八、八一三、	二、八一二、	二、七五六、	五二四
七五〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七

五二五	八、八六〇、	二、八二七、	二、七七一、
月	四四〇〇	八〇〇〇	二〇〇〇
五二六	一、九〇七、	二、八四二、	二、七八五、
月	一八〇〇	七〇〇〇	八〇〇〇
五二七	八、九五四、	二、八五七、	二、八〇〇、
月	一三〇〇	七〇〇〇	五〇〇〇
五二八	九、〇〇一、	二、八七二、	二、八一五、
月	四四〇〇	八〇〇〇	三〇〇〇
五二九	九、〇四八、	二、八八七、	二、八三〇、
月	七五〇〇	九〇〇〇	一〇〇〇
五三〇	九、〇九六、	二、九〇三、	二、八四五、
月	三八〇〇	一〇〇〇	〇〇〇〇
五三一	九、一四四、	二、九一八、	二、八六〇、
月	三二〇〇	四〇〇〇	〇〇〇〇
五三二	九、一九二、	二、九三三、	二、八七五、
月	五七〇〇	八〇〇〇	一〇〇〇
五三三	九、二四一、	二、九四九、	二、八九〇、
月	一四〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
五三四	九、二八九、	二、九六四、	二、九〇五、
月	七一〇〇	八〇〇〇	五〇〇〇
五三五	九、三三八、	二、九八〇、	二、九二〇、
月	五九〇〇	四〇〇〇	八〇〇〇
五三六	九、三八七、	二、九九六、	二、九三六、
月	七八〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇
五三七	九、四三七、	三、〇一一、	二、九五二、
月	二九〇〇	九〇〇〇	七〇〇〇
五三八	九、四八六、	三、〇二七、	二、九六七、
月	七九〇〇	七〇〇〇	一〇〇〇
五三九	九、五三六、	三、〇四三、	二、九八二、
月	六一〇〇	六〇〇〇	七〇〇〇
五四〇	九、五八六、	三、〇五九、	二、九九八、
月	七五〇〇	六〇〇〇	四〇〇〇
五四一	九、六三六、	三、〇七五、	三、〇一四、
月	八四〇〇	七〇〇〇	五〇〇〇
五四二	九、六八六、	三、〇九一、	三、〇三〇、
月	九三〇〇	八〇〇〇	六〇〇〇
五四三	九、七三六、	三、一〇七、	三、〇四六、
月	一〇二〇	九〇〇〇	七〇〇〇
五四四	九、七八六、	三、一二三、	三、〇六二、
月	一一一〇	一〇〇〇	八〇〇〇
五四五	九、八三六、	三、一三九、	三、〇七八、
月	一二〇〇	一〇〇〇	九〇〇〇
五四六	九、八八六、	三、一五五、	三、〇九四、
月	一二九〇	一〇〇〇	一〇〇〇
五四七	九、九三六、	三、一七一、	三、一一〇、
月	一三八〇	一〇〇〇	一〇〇〇
五四八	九、九八六、	三、一八七、	三、一二六、
月	一四七〇	一〇〇〇	一〇〇〇
五四九	一〇、〇三六、	三、二〇三、	三、一四二、
月	一五六〇	一〇〇〇	一〇〇〇
五五〇	一〇、〇八六、	三、二一九、	三、一五八、
月	一六五〇	一〇〇〇	一〇〇〇
五五一	一〇、一三六、	三、二二五、	三、一七四、
月	一七四〇	一〇〇〇	一〇〇〇
五五二	一〇、一八六、	三、二四一、	三、一九〇、
月	一八三〇	一〇〇〇	一〇〇〇
五五三	一〇、二三六、	三、二五七、	三、二〇六、
月	一九二〇	一〇〇〇	一〇〇〇
五五四	一〇、二八六、	三、二七三、	三、二二二、
月	二〇一〇	一〇〇〇	一〇〇〇
五五五	一〇、三三六、	三、二八九、	三、二三八、
月	二一〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
五五六	一〇、三八六、	三、三〇五、	三、二五四、
月	二一九〇	一〇〇〇	一〇〇〇
五五七	一〇、四三六、	三、三二一、	三、二七〇、
月	二二八〇	一〇〇〇	一〇〇〇
五五八	一〇、四八六、	三、三三七、	三、二八六、
月	二三七〇	一〇〇〇	一〇〇〇
五五九	一〇、五三六、	三、三五三、	三、三〇二、
月	二四六〇	一〇〇〇	一〇〇〇
五六〇	一〇、五八六、	三、三六九、	三、三一八、
月	二五五〇	一〇〇〇	一〇〇〇

この政令は、平成七年十二月一日から施行する。  
**附則（平成七年六月三〇日政令第二七五号）**  
**第一号抄**

**（施行期日）**  
**第一条** この政令は、公布の日から施行する。  
**（退職金に関する経過措置）**  
**第二条** 改正後の中小企業退職金共済法施行令（以下「新令」という。）第三条の規定は、次の各号に掲げる特定業種の区分に応じ、当該各号に定める日（以下「基準日」という。）前に当該特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日（退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となった日を除く。）のある者（以下「基準日前被共済者」という。）以外の者に係る退職金の額について適用する。  
一 新令別表第一に係る特定業種 平成十年一月一日  
二 新令別表第二に係る特定業種 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）  
三 新令別表第三に係る特定業種 施行日  
**第三条** 基準日前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。  
**第四条** 基準日前被共済者であつて、基準日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、次の各号に掲げる特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
一 三十五月以下 特定業種掛金月額区分（新令第三条第一号に規定する各区分をいう。以下この条において同じ。）ごとに、十円に特定業種区分掛金納付月数（同号に規定する特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額を合算して得た額  
二 三十六月以上 特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）  
イ 基準日前特定業種区分掛金納付月数（基準日前の日に係る特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。）が三十五月以下である場合 特定業種区分掛金納付月数に応じ新令別表第一等（新令第三条第二号に規定する別表第一等をいう。以下この条において同じ。）の下欄に定める金額の百分の一の金額  
ロ 基準日前特定業種区分掛金納付月数が三十五月以上である場合 特定業種区分掛金納付月数に当該基準日前特定業種区分掛金

納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第一等の下欄に定める金額の百分の一の金額。ただし、その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額とする。  
**2** 前項第二号ロの換算月数は、特定業種掛金月額区分ごとに、基準日の前日に退職金の支給事由が生じたものとみなして、新令別表第一等の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、基準日前特定業種区分掛金納付月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じた月数から、当該基準日前特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。ただし、当該基準日前特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数が、同一の特定業種掛金月額区分における当該基準日前特定業種区分掛金納付月数より小さい基準日前特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数に相当する月数のうち最大のものを下回るときは、当該最大の月数とする。  
**3** 前項の従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる特定業種掛金月額区分の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
一 千二百円を超えない部分の特定業種掛金月額区分 基準日前特定業種区分掛金納付月数に応じ新令別表第一等（新令別表第一に係る特定業種にあつては附則別表第一、新令別表第二に係る特定業種にあつては附則別表第二、新令別表第三に係る特定業種にあつては附則別表第三をいう。次号において同じ。）の中欄に定める金額の百二十分の一の金額  
二 千二百円を超える部分の特定業種掛金月額区分 基準日前特定業種区分掛金納付月数に応じ附則別表第一等の下欄に定める金額の百分の一の金額  
**4** 前項の規定は、第一項第二号ロの従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、前項中「基準日前特定業種区分掛金納付月数」とあるのは、「特定業種区分掛金納付月数」と読み替えるものとする。  
**（被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額等に関する経過措置）**  
**第五条** 新令第四条の規定は、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用する。こ

の場合において、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が平成十年一月一日前  
 到新令別表第一に係る特定業種に係る特定業種  
 退職金共済契約の被共済者となった場合におけ  
 る同条の規定の適用については、同条第一項第  
 三号中「前条」とあるのは、「中小企業退職金  
 共済法施行令の一部を改正する政令（平成九年  
 政令第二百二十七号）による改正前の中小企業  
 退職金共済法施行令第三十二条」とする。  
 （特定業種に係る従前の積立事業についての納  
 付金額等に関する経過措置）

第六条 新令第五条の規定は、中小企業退職金共  
 済法第九十二条第一項の従業員（以下この条に  
 おいて「従業員」という。）が基準日以後に特  
 定業種退職金共済契約の被共済者となった場合  
 について適用し、従業員が基準日前に特定業種  
 退職金共済契約の被共済者となった場合につい  
 ては、なお従前の例による。

（退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金  
 共済契約の被共済者となった場合の引渡金額等  
 に関する経過措置）

第七条 新令第六条の規定は、退職金共済契約の  
 被共済者が基準日以後に特定業種退職金共済契  
 約の被共済者となった場合について適用し、退  
 職金共済契約の被共済者が基準日前に特定業種  
 退職金共済契約の被共済者となった場合につい  
 ては、なお従前の例による。

（労働省令への委任）  
 第八条 附則第二条から前条までに定めるもの  
 のほか、この政令の施行に関し必要な経過措置  
 は、労働省令で定める。

附則別表第一

月数	金額
三六月	四五、四七〇円
三七月	四六、七四〇円
三八月	四八、〇〇〇円
三九月	四九、二六〇円
四〇月	五〇、五三〇円
四一月	五一、七九〇円
四二月	五三、〇五〇円
四三月	五五、〇七〇円
四四月	五七、〇九〇円
四五月	五九、一二〇円
四六月	六一、一四〇円
四七月	六三、一六〇円
五	〇〇〇円

四八月	六五、一八〇円	五、一六〇円	九二月	一五五、四九〇円	二二、三二〇円
四九月	六七、〇七〇円	五、三一〇円	九三月	一五八、〇二〇円	二二、五一〇円
五〇月	六八、九七〇円	五、四六〇円	九四月	一六〇、五五〇円	二二、七一〇円
五一月	七〇、八六〇円	五、六一〇円	九五月	一六三、〇七〇円	二二、九一〇円
五二月	七二、八八〇円	五、七七〇円	九六月	一六五、六〇〇円	二二、一一〇円
五三月	七四、九一〇円	五、九三〇円	九七月	一六八、一三〇円	二二、三二〇円
五四月	七六、九三〇円	六、〇九〇円	九八月	一七〇、六五〇円	二二、五二〇円
五五月	七八、九六〇円	六、二五〇円	九九月	一七三、一八〇円	二二、七二〇円
五六月	八〇、四六〇円	六、三七〇円	一〇〇月	一七五、七一〇円	二二、九二〇円
五七月	八二、二三〇円	六、五一〇円	一〇一月	一七八、三六〇円	二三、一一〇円
五八月	八四、〇〇〇円	六、六五〇円	一〇二月	一八一、〇一〇円	二三、三二〇円
五九月	八五、七七〇円	六、七九〇円	一〇三月	一八三、四一〇円	二三、五二〇円
六〇月	八七、五四〇円	六、九三〇円	一〇四月	一八五、八一〇円	二三、七二〇円
六一月	八九、三一〇円	七、〇七〇円	一〇五月	一八八、三四〇円	二三、九二〇円
六二月	九一、〇七〇円	七、二一〇円	一〇六月	一九〇、八六〇円	二四、一一〇円
六三月	九二、八四〇円	七、三五〇円	一〇七月	一九三、三九〇円	二四、三一〇円
六四月	九四、六一〇円	七、四九〇円	一〇八月	一九五、九二〇円	二四、五一〇円
六五月	九六、三八〇円	七、六三〇円	一〇九月	一九八、四四〇円	二四、七一〇円
六六月	九八、一五〇円	七、七七〇円	一〇一〇月	一九〇、九七〇円	二四、九一〇円
六七月	一〇〇、一七〇円	七、九三〇円	一〇一〇月	一九三、五〇〇円	二五、一一〇円
六八月	一〇二、一九〇円	八、〇九〇円	一〇一〇月	一九六、〇三〇円	二五、三一〇円
六九月	一〇四、二一〇円	八、二五〇円	一〇一〇月	一九八、五六〇円	二五、五一〇円
七〇月	一〇六、二三〇円	八、四一〇円	一〇一〇月	二〇一、〇九〇円	二五、七一〇円
七一月	一〇八、二五〇円	八、五七〇円	一〇一〇月	二〇三、六一〇円	二五、九一〇円
七二月	一一〇、二七〇円	八、七三〇円	一〇一〇月	二〇六、一四〇円	二六、一一〇円
七三月	一一二、四二〇円	八、九〇〇円	一〇一〇月	二〇九、一七〇円	二六、三一〇円
七四月	一一四、五七〇円	九、〇七〇円	一〇一〇月	二一一、二〇〇円	二六、五一〇円
七五月	一一六、七二〇円	九、二四〇円	一〇一〇月	二一四、二三〇円	二六、七一〇円
七六月	一一八、八六〇円	九、四一〇円	一〇一〇月	二一七、二六〇円	二六、九一〇円
七七月	一二一、〇一〇円	九、五八〇円	一〇一〇月	二二〇、二九〇円	二七、一一〇円
七八月	一二三、一六〇円	九、七五〇円	一〇一〇月	二二三、三二〇円	二七、三一〇円
七九月	一二五、四三〇円	九、九三〇円	一〇一〇月	二二六、三五〇円	二七、五一〇円
八〇月	一二七、七一一〇円	一〇、一一〇円	一〇一〇月	二三〇、三八〇円	二七、七一〇円
八一月	一二九、九八〇円	一〇、二九〇円	一〇一〇月	二三三、四一〇円	二七、九一〇円
八二月	一三二、二五〇円	一〇、四七〇円	一〇一〇月	二三六、四四〇円	二八、一一〇円
八三月	一三四、五三〇円	一〇、六五〇円	一〇一〇月	二四〇、四七〇円	二八、三一〇円
八四月	一三六、八〇〇円	一〇、八三〇円	一〇一〇月	二四三、五〇〇円	二八、五一〇円
八五月	一三九、〇七〇円	一〇、〇一〇円	一〇一〇月	二四六、五三〇円	二八、七一〇円
八六月	一四一、三五〇円	一〇、一九〇円	一〇一〇月	二四九、五六〇円	二八、九一〇円
八七月	一四三、六二〇円	一一、三七〇円	一〇一〇月	二五三、五九〇円	二九、一一〇円
八八月	一四五、八九〇円	一一、五五〇円	一〇一〇月	二五七、六二〇円	二九、三一〇円
八九月	一四八、一七〇円	一一、七三〇円	一〇一〇月	二六〇、六五〇円	二九、五一〇円
九〇月	一五〇、四四〇円	一一、九一〇円	一〇一〇月	二六三、六八〇円	二九、七一〇円
九一月	一五二、九七〇円	一二、一一〇円	一〇一〇月	二六六、七一〇円	二九、九一〇円



二一三月	六二四、一三〇円	四六、八一〇円
二二月	六一九、六〇〇円	四六、四七〇円
二一月	六一〇、五三〇円	四五、七九〇円
二〇月	六〇六、〇〇〇円	四五、四五〇円
一一月	六〇一、四七〇円	四五、一一〇円
一一〇月	五九七、〇七〇円	四五、七八〇円
一一〇月	五九二、六七〇円	四五、四五〇円
一一〇月	五八八、二七〇円	四五、一一〇円
一一〇月	五八三、八七〇円	四四、四七〇円
一一〇月	五七九、四七〇円	四三、四六〇円
一一〇月	五七五、〇七〇円	四三、一三〇円
一一〇月	五七〇、六七〇円	四二、八〇〇円
一一〇月	五六六、四〇〇円	四二、四八〇円
一一〇月	五六二、一三〇円	四二、一六〇円
一一〇月	五五七、八七〇円	四一、八四〇円
一一〇月	五五三、六〇〇円	四一、五二〇円
一一〇月	五四九、三三〇円	四一、二〇〇円
一一〇月	五四五、〇七〇円	四〇、八八〇円
一一〇月	五四〇、九三〇円	四〇、五七〇円
一一〇月	五三六、八〇〇円	四〇、二六〇円
一一〇月	五三二、六七〇円	三九、九五〇円
一一〇月	五二八、五三〇円	三九、六四〇円
一一〇月	五二四、四〇〇円	三九、三三〇円
一一〇月	五二〇、二七〇円	三九、〇二〇円
一一〇月	五一六、二七〇円	三八、七二〇円
一一〇月	五一二、二七〇円	三八、四二〇円
一一〇月	五〇八、二七〇円	三八、一一〇円
一一〇月	五〇四、二七〇円	三七、八二〇円
一一〇月	五〇〇、二七〇円	三七、五二〇円
一一〇月	四九六、二七〇円	三七、二二〇円
一一〇月	四九二、二七〇円	三六、九二〇円
一一〇月	四八八、四〇〇円	三六、六三〇円
一一〇月	四八四、五三〇円	三六、三四〇円
一一〇月	四八〇、六七〇円	三六、〇五〇円
一一〇月	四七六、八〇〇円	三五、七六〇円
一一〇月	四七二、九三〇円	三五、四七〇円
一一〇月	四六八、〇七〇円	三五、一八〇円
一一〇月	四六四、二〇〇円	三四、八九〇円
一一〇月	四六一、三三〇円	三四、六〇〇円
一一〇月	四五七、四七〇円	三四、三一〇円
一一〇月	四五三、七三〇円	三四、〇三〇円
一一〇月	四五〇、〇〇〇円	三三、七五〇円
一一〇月	四五〇、〇〇〇円	三三、四七〇円

二二四月	六二八、六七〇円	四七、一五〇円
二二五月	六三三、三三〇円	四七、五〇〇円
二二六月	六三八、〇〇〇円	四七、八五〇円
二二七月	六四二、六七〇円	四八、二〇〇円
二二八月	六四七、三三〇円	四八、五五〇円
二二九月	六五二、〇〇〇円	四八、九〇〇円
二二〇月	六五六、八〇〇円	四九、二六〇円
二二〇月	六六一、六〇〇円	四九、六二〇円
二二〇月	六六六、四〇〇円	四九、九八〇円
二二〇月	六七一、二〇〇円	五〇、三四〇円
二二〇月	六七六、〇〇〇円	五〇、七〇〇円
二二〇月	六八〇、八〇〇円	五一、〇六〇円
二二〇月	六八五、六〇〇円	五一、四二〇円
二二〇月	六九〇、五三〇円	五一、七九〇円
二二〇月	六九五、四七〇円	五一、一六〇円
二二〇月	七〇〇、四〇〇円	五一、五三〇円
二二〇月	七〇五、三三〇円	五一、九〇〇円
二二〇月	七一〇、四〇〇円	五二、二八〇円
二二〇月	七一五、四七〇円	五三、六六〇円
二二〇月	七二〇、五三〇円	五四、〇四〇円
二二〇月	七二五、六〇〇円	五四、四二〇円
二二〇月	七三〇、六七〇円	五四、八〇〇円
二二〇月	七三五、七三〇円	五四、一八〇円
二二〇月	七四〇、九三〇円	五五、五七〇円
二二〇月	七四六、一三〇円	五五、九六〇円
二二〇月	七五一、三三〇円	五六、三五〇円
二二〇月	七五六、五三〇円	五六、七四〇円
二二〇月	七六一、七三〇円	五七、一三〇円
二二〇月	七六六、九三〇円	五七、五二〇円
二二〇月	七七二、二七〇円	五七、九二〇円
二二〇月	七七七、六〇〇円	五八、三二〇円
二二〇月	七八二、九三〇円	五八、七二〇円
二二〇月	七八八、二七〇円	五九、一一〇円
二二〇月	七九三、六〇〇円	五九、五二〇円
二二〇月	七九八、九三〇円	六〇、九二〇円
二二〇月	八〇四、四〇〇円	六一、三三〇円
二二〇月	八〇九、八七〇円	六一、七四〇円
二二〇月	八一五、三三〇円	六一、一五〇円
二二〇月	八二〇、八〇〇円	六一、五六〇円
二二〇月	八二六、四〇〇円	六一、九八〇円
二二〇月	八三二、〇〇〇円	六一、四〇〇円
二二〇月	八三七、六〇〇円	六一、八二〇円
二二〇月	八四三、二〇〇円	六二、二四〇円
二二〇月	八四八、九三〇円	六三、六七〇円

二六八月	八五四、六七〇円	六四、一〇〇円
二六九月	八六〇、四〇〇円	六四、五三〇円
二七〇月	八六六、一三〇円	六四、九六〇円
二七〇月	八七一、八七〇円	六五、三九〇円
二七〇月	八七七、七三〇円	六五、八三〇円
二七〇月	八八三、六〇〇円	六六、二七〇円
二七〇月	八八八、四七〇円	六六、七一〇円
二七〇月	八九五、三三〇円	六七、一五〇円
二七〇月	九〇一、二〇〇円	六七、五九〇円
二七〇月	九〇七、二〇〇円	六八、〇四〇円
二七〇月	九一三、二〇〇円	六八、四九〇円
二七〇月	九一九、二〇〇円	六八、九四〇円
二七〇月	九二五、二〇〇円	六九、三九〇円
二七〇月	九三一、二〇〇円	六九、八四〇円
二七〇月	九三七、二〇〇円	七〇、二九〇円
二七〇月	九四三、三三〇円	七〇、七五〇円
二七〇月	九四九、四七〇円	七一、二一〇円
二七〇月	九五五、六〇〇円	七一、六七〇円
二七〇月	九六一、八七〇円	七二、一四〇円
二七〇月	九六八、一三〇円	七二、六一〇円
二七〇月	九七四、四〇〇円	七三、〇八〇円
二七〇月	九八〇、六七〇円	七三、五五〇円
二七〇月	九八七、〇七〇円	七四、〇三〇円
二七〇月	九九三、四七〇円	七四、五一〇円
二七〇月	九九九、八七〇円	七四、九九〇円
二七〇月	一〇〇六、二七〇円	七五、四七〇円
二七〇月	一〇一二、六七〇円	七五、九五〇円
二七〇月	一〇一九、二〇〇円	七六、四四〇円
二七〇月	一〇二五、七三〇円	七六、九三〇円
二七〇月	一〇三三、二七〇円	七七、四二〇円
二七〇月	一〇三八、八〇〇円	七七、九一〇円
二七〇月	一〇四五、三三〇円	七八、四〇〇円
二七〇月	一〇五二、〇〇〇円	七八、九〇〇円
二七〇月	一〇五八、六七〇円	七九、四〇〇円

三〇二月	一、〇六五、三三〇円	七九、九〇〇円
三〇三月	一、〇七二、一三〇円	八〇、四一〇円
三〇四月	一、〇七八、九三〇円	八〇、九二〇円
三〇五月	一、〇八五、七三〇円	八一、四三〇円
三〇六月	一、〇九二、五三〇円	八一、九四〇円
三〇七月	一、〇九九、四七〇円	八二、四六〇円
三〇八月	一、一〇六、四〇〇円	八二、九八〇円
三〇九月	一、一一三、三三〇円	八三、五〇〇円
三〇〇月	一、一二〇、二七〇円	八四、〇二〇円
三〇〇月	一二七、三三〇円	八四、五五〇円
三〇〇月	一三四、四〇〇円	八五、〇八〇円
三〇〇月	一四一、四七〇円	八五、六一〇円
三〇〇月	一四八、五三〇円	八六、一四〇円
三〇〇月	一五五、七三〇円	八六、六八〇円
三〇〇月	一六二、九三〇円	八七、二二〇円
三〇〇月	一七〇、一三〇円	八七、七六〇円
三〇〇月	一七七、三三〇円	八八、三〇〇円
三〇〇月	一八四、六七〇円	八八、八五〇円
三〇〇月	一九二、〇〇〇円	八九、四〇〇円
三〇〇月	一九九、三三〇円	八九、九五〇円
三〇〇月	二〇六、六七〇円	九〇、五〇〇円
三〇〇月	二一四、一三〇円	九一、〇六〇円

三四月	円一、二二一、六〇〇	九一、六二〇円
三五月	円一、二二九、二〇〇	九二、一九〇円
三六月	円一、二三六、八〇〇	九二、七六〇円
三七月	円一、二四四、四〇〇	九三、三三〇円
三八月	円一、二五二、〇〇〇	九三、九〇〇円
三九月	円一、二五九、六〇〇	九四、四七〇円
三〇月	円一、二六七、二〇〇	九五、〇四〇円
三一月	円一、二七四、九三〇	九五、六二〇円
三二月	円一、二八二、六七〇	九六、二〇〇円
三三月	円一、二九〇、四〇〇	九六、七八〇円
三四月	円一、二九八、二七〇	九七、三七〇円
三五月	円一、三〇六、一三〇	九七、九六〇円
三六月	円一、三一四、〇〇〇	九八、五五〇円
三七月	円一、三二二、〇〇〇	九九、一五〇円
三八月	円一、三三〇、〇〇〇	九九、七五〇円
三九月	円一、三三八、〇〇〇	一〇〇、三五〇円
三〇月	円一、三四六、一三〇	一〇〇、九六〇円
三四月	円一、三五四、二七〇	一〇一、五七〇円
三四月	円一、三六二、四〇〇	一〇二、一八〇円
三四月	円一、三七〇、六七〇	一〇二、八〇〇円
三四月	円一、三七八、九三〇	一〇三、四二〇円
三四月	円一、三八七、二〇〇	一〇四、〇四〇円

三四月	円一、三九五、四七〇	一〇四、六六〇円
三四月	円一、四〇三、七三〇	一〇五、二八〇円
三四月	円一、四一二、〇〇〇	一〇五、九〇〇円
三四月	円一、四二〇、五三〇	一〇六、五四〇円
三五月	円一、四二九、〇七〇	一〇七、一八〇円
三五月	円一、四三七、六〇〇	一〇七、八二〇円
三五月	円一、四四六、一三〇	一〇八、四六〇円
三五月	円一、四五四、六七〇	一〇九、一〇〇円
三五月	円一、四六三、二〇〇	一〇九、七四〇円
三五月	円一、四七二、〇〇〇	一一〇、四〇〇円
三五月	円一、四八〇、八〇〇	一一一、〇六〇円
三五月	円一、四八九、六〇〇	一一一、七二〇円
三五月	円一、四九八、四〇〇	一一二、三八〇円
三五月	円一、五〇七、二〇〇	一一三、〇四〇円
三五月	円一、五一六、〇〇〇	一一三、七〇〇円
三五月	円一、五二四、九三〇	一一四、三七〇円
三五月	円一、五三四、〇〇〇	一一五、〇五〇円
三五月	円一、五四三、〇七〇	一一五、七三〇円
三五月	円一、五五二、一三〇	一一六、四一〇円
三五月	円一、五六一、二〇〇	一一七、〇九〇円
三五月	円一、五七〇、二七〇	一一七、七七〇円
三五月	円一、五七九、四七〇	一一八、四六〇円

三八月	円一、五八八、八〇〇	一一九、一六〇円
三八月	円一、五九八、一三〇	一一九、八六〇円
三八月	円一、六〇七、四七〇	一二〇、五六〇円
三八月	円一、六一六、八〇〇	一二一、二六〇円
三八月	円一、六二六、一三〇	一二一、九六〇円
三八月	円一、六三五、六〇〇	一二二、六七〇円
三八月	円一、六四五、二〇〇	一二三、三九〇円
三八月	円一、六五四、八〇〇	一二四、一一〇円
三八月	円一、六六四、四〇〇	一二四、八三〇円
三八月	円一、六七四、〇〇〇	一二五、五五〇円
三八月	円一、六八三、六〇〇	一二六、二七〇円
三八月	円一、六九三、四七〇	一二七、〇一〇円
三八月	円一、七〇三、三三〇	一二七、七五〇円
三八月	円一、七一三、二〇〇	一二八、四九〇円
三八月	円一、七二三、〇七〇	一二九、二三〇円
三八月	円一、七三三、九三〇	一二九、九七〇円
三八月	円一、七四二、八〇〇	一三〇、七一〇円
三八月	円一、七五二、九三〇	一三一、四七〇円
三八月	円一、七六三、〇七〇	一三一、二三〇円
三八月	円一、七七三、二〇〇	一三二、九九〇円
三八月	円一、七八三、三三〇	一三三、七五〇円
三八月	円一、七九三、六〇〇	一三四、五二〇円

三九〇月	円一、八〇三、八七〇	一三五、二九〇円
三九〇月	円一、八一二、五三〇	一三五、九四〇円
三九〇月	円一、八二一、二〇〇	一三六、五九〇円
三九〇月	円一、八二九、八七〇	一三七、二四〇円
三九〇月	円一、八三八、五三〇	一三七、八九〇円
三九〇月	円一、八四七、二〇〇	一三八、五四〇円
三九〇月	円一、八五六、〇〇〇	一三九、二〇〇円
三九〇月	円一、八六八、五三〇	一四〇、一四〇円
三九〇月	円一、八八一、〇七〇	一四一、〇八〇円
三九〇月	円一、八九三、六〇〇	一四二、〇二〇円
三九〇月	円一、九〇六、一三〇	一四二、九六〇円
三九〇月	円一、九一八、六七〇	一四三、九〇〇円
三九〇月	円一、九三一、二〇〇	一四四、八四〇円
三九〇月	円一、九四二、二七〇	一四五、六七〇円
三九〇月	円一、九五三、三三〇	一四六、五〇〇円
三九〇月	円一、九六四、四〇〇	一四七、三三〇円
三九〇月	円一、九七五、四七〇	一四八、一六〇円
三九〇月	円一、九八六、五三〇	一四八、九九〇円
三九〇月	円一、九九七、七三〇	一四九、八三〇円
三九〇月	円一、〇〇九、〇七〇	一五〇、六八〇円
三九〇月	円一、〇二〇、四〇〇	一五一、五三〇円
三九〇月	円一、〇三一、八七〇	一五二、三九〇円

四二月	円	二、〇四三、三三〇	一五三、二五〇
四三月	円	二、〇五四、八〇〇	一五四、一一〇
四四月	円	二、〇六六、二七〇	一五四、九七〇
四五月	円	二、〇七八、〇〇〇	一五五、八五〇
四六月	円	二、〇八九、七三〇	五六、七三〇
四七月	円	二、一〇一、四七〇	一五七、六一〇
四八月	円	二、一一三、二〇〇	一五八、四九〇
四九月	円	二、一二四、九三〇	一五九、三七〇
四一〇月	円	二、一三六、八〇〇	一六〇、二六〇
四一一月	円	二、一四八、八〇〇	一六一、一六〇
四一二月	円	二、一六〇、九三〇	一六二、〇七〇
四一三月	円	二、一七三、〇七〇	一六二、九八〇
四一四月	円	二、一八五、二〇〇	一六三、八九〇
四一五月	円	二、一九七、三三〇	一六四、八〇〇
四一六月	円	二、二〇九、四七〇	一六五、七一〇
四一七月	円	二、二二一、八七〇	一六六、六四〇
四一八月	円	二、二三四、二七〇	一六七、五七〇
四一九月	円	二、二四六、六七〇	一六八、五〇〇
四二〇月	円	二、二五九、〇七〇	一六九、四三〇
四二一月	円	二、二七一、六〇〇	一七〇、三七〇
四二二月	円	二、二八四、一三〇	一七一、三一〇
四二三月	円	二、二九六、九三〇	一七二、二七〇

四三四月	円	二、三〇九、七三〇	一七三、一三〇
四三五月	円	二、三二二、五三〇	一七四、一九〇
四三六月	円	二、三三五、三三〇	一七五、一五〇
四三七月	円	二、三四八、二七〇	一七六、一二〇
四三八月	円	二、三六一、二〇〇	一七七、〇九〇
四三九月	円	二、三七四、四〇〇	一七八、〇八〇
四四〇月	円	二、三八七、六〇〇	一七九、〇七〇
四四一月	円	二、四〇〇、八〇〇	一八〇、〇六〇
四四二月	円	二、四一四、〇〇〇	一八一、〇五〇
四四三月	円	二、四二七、二〇〇	一八二、〇四〇
四四四月	円	二、四四〇、四〇〇	一八三、〇三〇
四四五月	円	二、四五四、〇〇〇	一八四、〇五〇
四四六月	円	二、四六七、六〇〇	一八五、〇七〇
四四七月	円	二、四八一、二〇〇	一八六、〇九〇
四四八月	円	二、四九四、八〇〇	一八七、一一〇
四四九月	円	二、五〇八、四〇〇	一八八、一三〇
四五〇月	円	二、五二二、〇〇〇	一八九、一五〇
四五一月	円	二、五三六、〇〇〇	一九〇、二〇〇
四五二月	円	二、五五〇、〇〇〇	一九一、二五〇
四五三月	円	二、五六四、〇〇〇	一九二、三〇〇
四五四月	円	二、五七八、〇〇〇	一九三、三五〇
四五五月	円	二、五九二、〇〇〇	一九四、四〇〇

四五六月	円	二、六〇六、〇〇〇	一九五、四五〇
四五七月	円	二、六二〇、四〇〇	一九六、五三〇
四五八月	円	二、六三四、八〇〇	一九七、六一〇
四五九月	円	二、六四九、二〇〇	一九八、六九〇
四六〇月	円	二、六六三、六〇〇	一九九、七七〇
四六一月	円	二、六七八、〇〇〇	二〇〇、八五〇
四六二月	円	二、六九二、四〇〇	二〇一、九三〇
四六三月	円	二、七〇七、二〇〇	二〇三、〇四〇
四六四月	円	二、七二二、〇〇〇	二〇四、一五〇
四六五月	円	二、七三六、八〇〇	二〇五、二六〇
四六六月	円	二、七五一、七三〇	二〇六、三八〇
四六七月	円	二、七六六、六七〇	二〇七、五〇〇
四六八月	円	二、七八一、六〇〇	二〇八、六二〇
四六九月	円	二、七九六、八〇〇	二〇九、七六〇
四七〇月	円	二、八一一、〇〇〇	二一〇、九〇〇
四七一月	円	二、八二七、二〇〇	二一二、〇四〇
四七二月	円	二、八四二、五三〇	二一三、一九〇
四七三月	円	二、八五七、八七〇	二一四、三四〇
四七四月	円	二、八七三、二〇〇	二一五、四九〇
四七五月	円	二、八八八、九三〇	二一六、六七〇
四七六月	円	二、九〇四、六七〇	二一七、八五〇
四七七月	円	二、九二〇、四〇〇	二一九、〇三〇

四七八月	円	二、九三六、一三〇	二二〇、二一〇
四七九月	円	二、九五二、八七〇	二二二、三九〇
四八〇月	円	二、九六七、六〇〇	二二三、五七〇
四八一月	円	二、九八三、七三〇	二二三、七八〇
四八二月	円	二、九九九、八七〇	二二四、九九〇
四八三月	円	三、〇一六、〇〇〇	二二六、二〇〇
四八四月	円	三、〇三二、二七〇	二二七、四二〇
四八五月	円	三、〇四八、五三〇	二二八、六四〇
四八六月	円	三、〇六四、八〇〇	二二九、八六〇
四八七月	円	三、〇八一、四七〇	二三一、一一〇
四八八月	円	三、〇九八、一三〇	二三三、三六〇
四八九月	円	三、一一四、八〇〇	二三三、六一〇
四九〇月	円	三、一三一、四七〇	二三四、八六〇
四九一月	円	三、一四八、一三〇	二三六、一一〇
四九二月	円	三、一六四、八〇〇	二三七、三六〇
四九三月	円	三、一八一、八七〇	二三八、六四〇
四九四月	円	三、一九九、〇七〇	二三九、九三〇
四九五月	円	三、二一六、二七〇	二四一、二二〇
四九六月	円	三、二三三、四七〇	二四二、五一〇
四九七月	円	三、二五〇、六七〇	二四三、八〇〇
四九八月	円	三、二六七、八七〇	二四五、〇九〇
四九九月	円	三、二八五、四七〇	二四六、四一〇





三二〇月	円一、一三九、〇七〇	八五、四三〇
三一九月	円一、一三二、四〇〇	八四、九三〇
三一八月	円一、一二五、七三〇	八四、四三〇
三一七月	円一、一一九、二〇〇	八三、九四〇
三一六月	円一、一一二、六七〇	八三、四五〇
三一五月	円一、一〇六、一三〇	八二、九六〇
三一四月	円一、〇九九、六〇〇	八二、四七〇
三一三月	円一、〇九三、〇七〇	八一、九八〇
三二二月	円一、〇八六、五三〇	八一、四九〇
三一一月	円一、〇八〇、一三〇	八一、〇一〇
三一〇月	円一、〇七三、八七〇	八〇、五四〇
三〇九月	円一、〇六七、六〇〇	八〇、〇七〇
三〇八月	円一、〇六一、三三〇	七九、六〇〇
三〇七月	円一、〇五五、〇七〇	七九、一三〇
三〇六月	円一、〇四八、八〇〇	七八、六六〇
三〇五月	円一、〇四二、五三〇	七八、一九〇
三〇四月	円一、〇三六、二七〇	七七、七二〇
三〇三月	円一、〇三〇、〇〇〇	七七、二五〇
三〇二月	円一、〇二三、七三〇	七六、七八〇
三〇一月	円一、〇一七、四七〇	七六、三一〇
三〇〇月	円一、〇一一、二〇〇	七五、八四〇
二九九月	円一、〇〇五、二〇〇	七五、三九〇

三二一月	円一、一四五、七三〇	八五、九三〇
三二二月	円一、一五一、四〇〇	八六、四三〇
三二三月	円一、一五九、〇七〇	八六、九三〇
三二四月	円一、一六五、七三〇	八七、四三〇
三二五月	円一、一七二、五三〇	八七、九四〇
三二六月	円一、一七九、三三〇	八八、四五〇
三二七月	円一、一八六、一三〇	八八、九六〇
三二八月	円一、一九二、九三〇	八九、四七〇
三二九月	円一、一九九、七三〇	八九、九八〇
三三〇月	円一、二〇六、五三〇	九〇、四九〇
三三一月	円一、二一三、四七〇	九一、〇一〇
三三二月	円一、二二〇、四〇〇	九一、五三〇
三三三月	円一、二二七、三三〇	九二、〇五〇
三三四月	円一、二三四、二七〇	九二、五七〇
三三五月	円一、二四一、二〇〇	九三、〇九〇
三三六月	円一、二四八、一三〇	九三、六一〇
三三七月	円一、二五五、二〇〇	九四、一四〇
三三八月	円一、二六二、二七〇	九四、六七〇
三三九月	円一、二六九、三三〇	九五、二〇〇
三四〇月	円一、二七六、四〇〇	九五、七三〇
三四一月	円一、二八三、四七〇	九六、二六〇
三四二月	円一、二九〇、五三〇	九六、七九〇

三四三月	円一、二九七、七三〇	九七、三三〇
三四四月	円一、三〇四、九三〇	九七、八七〇
三四五月	円一、三一二、一三〇	九八、四一〇
三四六月	円一、三一九、三三〇	九八、九五〇
三四七月	円一、三二六、五三〇	九九、四九〇
三四八月	円一、三三三、七三〇	〇〇、〇三〇
三四九月	円一、三四一、〇七〇	〇〇、五八〇
三五〇月	円一、三四八、四〇〇	〇一、一三〇
三五一月	円一、三五五、七三〇	〇一、六八〇
三五二月	円一、三六三、〇七〇	〇二、二三〇
三五三月	円一、三七〇、四〇〇	〇二、七八〇
三五四月	円一、三七七、七三〇	〇三、三三〇
三五五月	円一、三八五、二〇〇	〇三、八九〇
三五六月	円一、三九二、六七〇	〇四、四五〇
三五七月	円一、四〇〇、一三〇	〇五、〇一〇
三五八月	円一、四〇七、六〇〇	〇五、五七〇
三五九月	円一、四一五、〇七〇	〇六、一三〇
三六〇月	円一、四二二、五三〇	〇六、六九〇
三六一月	円一、四三〇、二七〇	〇七、二七〇
三六二月	円一、四三八、〇〇〇	〇七、八五〇
三六三月	円一、四四五、七三〇	〇八、四三〇
三六四月	円一、四五三、四七〇	〇九、〇一〇

三六五月	円一、四六一、二〇〇	〇九、五九〇
三六六月	円一、四六八、九三〇	一〇、一七〇
三六七月	円一、四七六、八〇〇	一〇、七六〇
三六八月	円一、四八四、六七〇	一一、三五〇
三六九月	円一、四九二、五三〇	一一、九四〇
三七〇月	円一、五〇〇、四〇〇	一二、五三〇
三七一月	円一、五〇八、二七〇	一二、一一〇
三七二月	円一、五一六、一三〇	一二、七一〇
三七三月	円一、五二四、四〇〇	一四、三三〇
三七四月	円一、五三二、六七〇	一四、九五〇
三七五月	円一、五四〇、九三〇	一五、五七〇
三七六月	円一、五四九、二〇〇	一六、一九〇
三七七月	円一、五五七、四七〇	一六、八一〇
三七八月	円一、五六五、七三〇	一七、四三〇
三七九月	円一、五七四、〇〇〇	一八、〇五〇
三八〇月	円一、五八二、二七〇	一八、六七〇
三八一月	円一、五九〇、五三〇	一九、二九〇
三八二月	円一、五九八、八〇〇	一九、九一〇
三八三月	円一、六〇七、〇七〇	二〇、五三〇
三八四月	円一、六一五、三三〇	二一、一五〇
三八五月	円一、六二四、一三〇	二二、八一〇
三八六月	円一、六三二、九三〇	二二、四七〇

三八七月	円一、六四一、七三〇	二二三、一三〇円
三八八月	円一、六五〇、五三〇	二二三、七九〇円
三八九月	円一、六五九、三三〇	二二四、四五〇円
三九〇月	円一、六六八、一三〇	二二五、一一〇円
三九一月	円一、六七六、九三〇	二二五、七七〇円
三九二月	円一、六八五、七三〇	二二六、四三〇円
三九三月	円一、六九四、五三〇	二二七、〇九〇円
三九四月	円一、七〇三、三三〇	二二七、七五〇円
三九五月	円一、七一二、一三〇	二二八、四一〇円
三九六月	円一、七二〇、九三〇	二二九、〇七〇円
三九七月	円一、七三〇、二七〇	二二九、七七〇円
三九八月	円一、七三九、六〇〇	二三〇、四七〇円
三九九月	円一、七四八、九三〇	二三一、一七〇円
四〇〇月	円一、七五八、二七〇	二三一、八七〇円
四〇一月	円一、七六七、六〇〇	二三一、五七〇円
四〇二月	円一、七七六、九三〇	二二三、二七〇円
四〇三月	円一、七八六、二七〇	二二三、九七〇円
四〇四月	円一、七九五、六〇〇	二三四、六七〇円
四〇五月	円一、八〇四、九三〇	二三五、三七〇円
四〇六月	円一、八一四、二七〇	二三六、〇七〇円
四〇七月	円一、八二三、六〇〇	二三六、七七〇円
四〇八月	円一、八三二、九三〇	二三七、四七〇円

四〇九月	円一、八四二、九三〇	二三八、二二〇円
四一〇月	円一、八五一、九三〇	二三八、九七〇円
四一月	円一、八六二、九三〇	二三九、七二〇円
四二月	円一、八七二、九三〇	二四〇、四七〇円
四三月	円一、八八二、九三〇	二四一、二二〇円
四四月	円一、八九二、九三〇	二四一、九七〇円
四五月	円一、九〇二、九三〇	二四二、七二〇円
四六月	円一、九一二、九三〇	二四三、四七〇円
四七月	円一、九二二、九三〇	二四四、二二〇円
四八月	円一、九三二、九三〇	二四四、九七〇円
四九月	円一、九四二、九三〇	二四五、七二〇円
四一〇月	円一、九五二、九三〇	二四六、四七〇円
四十一月	円一、九六三、六〇〇	二四七、二七〇円
四十二月	円一、九七四、二七〇	二四八、〇七〇円
四二三月	円一、九八四、九三〇	二四八、八七〇円
四二四月	円一、九九五、六〇〇	二四九、六七〇円
四二五月	円二、〇〇六、二七〇	二五〇、四七〇円
四二六月	円二、〇一六、九三〇	二五一、二七〇円
四二七月	円二、〇二七、六〇〇	二五二、〇七〇円
四二八月	円二、〇三八、二七〇	二五二、八七〇円
四二九月	円二、〇四八、九三〇	二五三、六七〇円
四三〇月	円二、〇五九、七三〇	二五四、四八〇円

四三一月	円二、〇七〇、五三〇	二五五、二九〇円
四三二月	円二、〇八一、三三〇	二五六、一〇〇円
四三三月	円二、〇九二、六七〇	二五六、九五〇円
四三四月	円二、一〇四、〇〇〇	二五七、八〇〇円
四三五月	円二、一一五、四七〇	二五八、六六〇円
四三六月	円二、一二六、九三〇	二五九、五二〇円
四三七月	円二、一三八、四〇〇	二六〇、三八〇円
四三八月	円二、一四九、八七〇	二六一、二四〇円
四三九月	円二、一六一、三三〇	二六一、一〇〇円
四四〇月	円二、一七二、八〇〇	二六二、九六〇円
四四一月	円二、一八四、二七〇	二六三、八二〇円
四四二月	円二、一九五、七三〇	二六四、六八〇円
四四三月	円二、二〇七、二〇〇	二六五、五四〇円
四四四月	円二、二一八、六七〇	二六六、四〇〇円
四四五月	円二、二三〇、六七〇	二六七、三〇〇円
四四六月	円二、二四二、六七〇	二六八、二〇〇円
四四七月	円二、二五四、八〇〇	二六九、一一〇円
四四八月	円二、二六六、九三〇	二七〇、〇二〇円
四四九月	円二、二七九、〇七〇	二七〇、九三〇円
四五〇月	円二、二九一、二〇〇	二七一、八四〇円
四五一月	円二、三〇三、三三〇	二七二、七五〇円
四五二月	円二、三一五、四七〇	二七三、六六〇円

四五三月	円二、三二七、六〇〇	二七四、五七〇円
四五四月	円二、三三九、七三〇	二七五、四八〇円
四五五月	円二、三五一、八七〇	二七六、三九〇円
四五六月	円二、三六四、〇〇〇	二七七、三〇〇円
四五七月	円二、三七六、六七〇	二七八、二五〇円
四五八月	円二、三八九、三三〇	二七九、二〇〇円
四五九月	円二、四〇二、〇〇〇	二八〇、一五〇円
四六〇月	円二、四一四、六七〇	二八一、一〇〇円
四六一月	円二、四二七、三三〇	二八二、〇五〇円
四六二月	円二、四四〇、〇〇〇	二八三、〇〇〇円
四六三月	円二、四五二、六七〇	二八三、九五〇円
四六四月	円二、四六五、三三〇	二八四、九〇〇円
四六五月	円二、四七八、〇〇〇	二八五、八五〇円
四六六月	円二、四九〇、六七〇	二八六、八〇〇円
四六七月	円二、五〇三、三三〇	二八七、七五〇円
四六八月	円二、五一六、〇〇〇	二八八、七〇〇円
四六九月	円二、五二九、三三〇	二八九、七〇〇円
四七〇月	円二、五四二、六七〇	二九〇、七〇〇円
四七一月	円二、五五六、〇〇〇	二九一、七〇〇円
四七二月	円二、五六九、三三〇	二九二、七〇〇円
四七三月	円二、五八二、六七〇	二九三、七〇〇円
四七四月	円二、五九六、〇〇〇	二九四、七〇〇円





七三月	一〇五、三五〇円	八、三四〇円	一一七月	二〇四、二五〇円	一六、一七〇円	一六一月	三三九、七三〇円	二五、四八〇円	二〇五月	五〇〇、六七〇円	三七、五五〇円
七四月	一〇七、三七〇円	八、五〇〇円	一一八月	二〇六、六五〇円	一六、三六〇円	一六二月	三四二、九三〇円	二五、七二〇円	二〇六月	五〇四、六七〇円	三七、八五〇円
七五月	一〇九、三九〇円	八、六六〇円	一一九月	二〇九、〇五〇円	一六、五五〇円	一六三月	三四六、二七〇円	二五、九七〇円	二〇七月	五〇八、六七〇円	三八、一五〇円
七六月	一一一、四一〇円	八、八二〇円	一二〇月	二二三、二〇〇円	一六、七四〇円	一六四月	三四九、六〇〇円	二六、二二〇円	二〇八月	五一二、八〇〇円	三八、四六〇円
七七月	一一三、四三〇円	八、九八〇円	一二一月	二二五、七三〇円	一六、九三〇円	一六五月	三五二、九三〇円	二六、四七〇円	二〇九月	五一六、九三〇円	三八、七七〇円
七八月	一一五、四五〇円	九、一四〇円	一二二月	二二八、〇七〇円	一七、一三〇円	一六六月	三五九、二七〇円	二六、七二〇円	二一〇月	五二一、〇七〇円	三九、〇八〇円
七九月	一一七、六〇〇円	九、三一〇円	一二三月	二三一、〇七〇円	一七、三三〇円	一六七月	三五六、六〇〇円	二七、九七〇円	二一一月	五二五、二〇〇円	三九、三九〇円
八〇月	一一九、七五〇円	九、四八〇円	一二四月	二三三、七三〇円	一七、五三〇円	一六八月	三六二、四〇〇円	二七、二二〇円	二一二月	五二九、三三〇円	三九、七〇〇円
八一月	一二一、〇二〇円	九、六六〇円	一二五月	二三六、四〇〇円	一七、七三〇円	一六九月	三六九、八七〇円	二七、四八〇円	二一三月	五三三、六〇〇円	四〇、〇二〇円
八二月	一二二、〇二〇円	九、八四〇円	一二六月	二三九、〇七〇円	一七、九三〇円	一七〇月	三六六、四〇〇円	二七、四八〇円	二一四月	五三七、八七〇円	四〇、三四〇円
八三月	一二四、二九〇円	一〇、〇二〇円	一二七月	二四一、七三〇円	一八、一三〇円	一七一〇月	三七三、三三〇円	二八、〇〇〇円	二一五月	五四二、一三〇円	四〇、六六〇円
八四月	一二六、五七〇円	一〇、二〇〇円	一二八月	二四四、四〇〇円	一八、三三〇円	一七二月	三七六、八〇〇円	二八、二六〇円	二一六月	五四六、四〇〇円	四〇、九八〇円
八五月	一二八、八四〇円	一〇、三八〇円	一二九月	二四七、〇七〇円	一八、五三〇円	一七三月	三八〇、二七〇円	二八、五二〇円	二一七月	五五〇、六七〇円	四一、三〇〇円
八六月	一三一、一二〇円	一〇、五六〇円	一三〇月	二四九、七三〇円	一八、七三〇円	一七四月	三八三、七三〇円	二八、七八〇円	二一八月	五五四、九三〇円	四一、六二〇円
八七月	一三五、三九〇円	一〇、七四〇円	一三一月	二五二、四〇〇円	一八、九三〇円	一七五月	三八七、三三〇円	二九、〇五〇円	二一九月	五五九、二〇〇円	四一、九四〇円
八八月	一三七、九四〇円	一〇、九二〇円	一三二月	二五五、〇七〇円	一九、一三〇円	一七六月	三九〇、九三〇円	二九、三二〇円	二二〇月	五六三、六〇〇円	四二、二七〇円
八九月	一四〇、二一〇円	一一、一〇〇円	一三三月	二五七、八七〇円	一九、三四〇円	一七七月	三九四、五三〇円	二九、五九〇円	二二一月	五六八、〇〇〇円	四二、六〇〇円
九〇月	一四二、四八〇円	一一、二八〇円	一三四月	二六〇、六七〇円	一九、五五〇円	一七八月	三九八、一三〇円	二九、八六〇円	二二二月	五七二、四〇〇円	四二、九三〇円
九一月	一四四、七六〇円	一一、四六〇円	一三五月	二六三、四七〇円	一九、七六〇円	一七九月	四〇一、七三〇円	三〇、一三〇円	二二三月	五七六、八〇〇円	四三、二六〇円
九二月	一四七、〇三〇円	一一、六四〇円	一三六月	二六六、二七〇円	一九、九七〇円	一八〇月	四〇五、三三〇円	三〇、四〇〇円	二二四月	五八一、二〇〇円	四三、五九〇円
九三月	一四九、三一〇円	一一、八二〇円	一三七月	二六九、〇七〇円	二〇、一八〇円	一八一月	四〇八、九三〇円	三〇、六七〇円	二二五月	五八五、七三〇円	四三、九三〇円
九四月	一五一、五八〇円	一二、〇〇〇円	一三八月	二七一、八七〇円	二〇、三九〇円	一八二月	四一二、五三〇円	三〇、九四〇円	二二六月	五九〇、二七〇円	四四、二七〇円
九五月	一五三、八五〇円	一二、一八〇円	一三九月	二七四、六七〇円	二〇、六〇〇円	一八三月	四一六、二七〇円	三一、二二〇円	二二七月	五九四、八〇〇円	四四、六一〇円
九六月	一五六、一三〇円	一二、三六〇円	一四〇月	二七七、四七〇円	二〇、八一〇円	一八四月	四二〇、〇〇〇円	三一、五〇〇円	二二八月	五九九、三三〇円	四四、九五〇円
九七月	一五八、四〇〇円	一二、五四〇円	一四一月	二八〇、二七〇円	二一、〇二〇円	一八五月	四二三、七三〇円	三一、七八〇円	二二九月	六〇三、八七〇円	四五、二九〇円
九八月	一六〇、六七〇円	一二、七二〇円	一四二月	二八三、〇七〇円	二一、二三〇円	一八六月	四二七、四七〇円	三二、〇六〇円	二三〇月	六〇八、四〇〇円	四五、六三〇円
九九月	一六二、九五〇円	一二、九〇〇円	一四三月	二八五、八七〇円	二一、四四〇円	一八七月	四三一、二〇〇円	三二、三四〇円	二三一月	六一三、〇七〇円	四五、九八〇円
一〇〇月	一六五、二二〇円	一三、〇八〇円	一四四月	二八八、六七〇円	二一、六五〇円	一八八月	四三四、九三〇円	三二、六二〇円	二三二月	六一七、七三〇円	四六、三三〇円
一〇一月	一六七、四九〇円	一三、二六〇円	一四五月	二九一、六〇〇円	二一、八七〇円	一八九月	四三八、六七〇円	三三、一〇〇円	二三三月	六二二、四〇〇円	四六、六八〇円
一〇二月	一六九、七七〇円	一三、四四〇円	一四六月	二九四、五三〇円	二二、〇九〇円	一九〇月	四四二、四〇〇円	三三、一八〇円	二三四月	六二七、〇七〇円	四七、〇三〇円
一〇三月	一七二、〇四〇円	一三、六二〇円	一四七月	二九七、四七〇円	二二、三一〇円	一九一月	四四六、一三〇円	三三、四六〇円	二三五月	六三一、七三〇円	四七、三八〇円
一〇四月	一七四、三二〇円	一三、八〇〇円	一四八月	三〇〇、三三〇円	二二、五三〇円	一九二月	四五〇、八七〇円	三三、七四〇円	二三六月	六三六、四〇〇円	四七、七三〇円
一〇五月	一七六、五九〇円	一三、九八〇円	一四九月	三〇三、三三〇円	二二、七五〇円	一九三月	四五三、六〇〇円	三三、〇二〇円	二三七月	六四一、二〇〇円	四八、〇九〇円
一〇六月	一七八、八六〇円	一四、一六〇円	一五〇月	三〇六、二七〇円	二二、九七〇円	一九四月	四五七、三三〇円	三三、三〇〇円	二三八月	六四六、〇〇〇円	四八、四五〇円
一〇七月	一八一、一四〇円	一四、三四〇円	一五一月	三〇九、二〇〇円	二三、一九〇円	一九五月	四六一、二〇〇円	三三、五九〇円	二三九月	六五〇、八〇〇円	四八、八一〇円
一〇八月	一八三、四一〇円	一四、五二〇円	一五二月	三一二、一三〇円	二三、四一〇円	一九六月	四六五、〇七〇円	三三、八八〇円	二四〇月	六五五、六〇〇円	四九、一七〇円
一〇九月	一八五、六八〇円	一四、七〇〇円	一五三月	三一五、〇七〇円	二三、六三〇円	一九七月	四六八、九三〇円	三三、一七〇円	二四一月	六六〇、四〇〇円	四九、五三〇円
一一〇月	一八七、九六〇円	一四、八八〇円	一五四月	三一八、〇〇〇円	二三、八五〇円	一九八月	四七二、八〇〇円	三三、四六〇円	二四二月	六六五、三三〇円	四九、九〇〇円
一一一月	一九〇、二三〇円	一五、〇六〇円	一五五月	三二一、〇七〇円	二三、〇八〇円	一九九月	四七六、六七〇円	三三、七五〇円	二四三月	六七〇、二七〇円	五〇、二七〇円
一一二月	一九二、五一〇円	一五、二四〇円	一五六月	三二四、一三〇円	二三、三一〇円	二〇〇月	四八〇、六七〇円	三三、〇五〇円	二四四月	六七五、二〇〇円	五〇、六四〇円
一一三月	一九四、七八〇円	一五、四二〇円	一五七月	三二七、二〇〇円	二三、五四〇円	二〇一月	四八四、六七〇円	三三、三五〇円	二四五月	六八〇、二七〇円	五一、〇二〇円
一一四月	一九七、〇五〇円	一五、六〇〇円	一五八月	三三〇、二七〇円	二三、七七〇円	二〇二月	四八八、六七〇円	三三、六五〇円	二四六月	六八五、三三〇円	五一、四〇〇円
一一五月	一九九、四五〇円	一五、七九〇円	一五九月	三三三、三三〇円	二三、〇〇〇円	二〇三月	四九二、六七〇円	三三、九五〇円	二四七月	六九〇、四〇〇円	五一、七八〇円
一一六月	二〇一、八五〇円	一五、九八〇円	一六〇月	三三六、五三〇円	二三、二四〇円	二〇四月	四九六、六七〇円	三三、二五〇円	二四八月	六九五、四七〇円	五一、一六〇円

二九二月	九四八、一三〇円	七一、一一〇円
二九一月	九四二、〇〇〇円	七〇、六五〇円
二九〇月	九三五、八七〇円	七〇、一九〇円
二八九月	九二九、七三〇円	六九、七三〇円
二八八月	九二三、六〇〇円	六八、二七〇円
二八七月	九一七、四七〇円	六八、八一〇円
二八六月	九一一、三三〇円	六八、三五〇円
二八五月	九〇五、二〇〇円	六七、八九〇円
二八四月	八九九、〇七〇円	六七、四三〇円
二八三月	八九二、九三〇円	六六、九七〇円
二八二月	八八六、九三〇円	六六、五二〇円
二八一月	八八〇、九三〇円	六六、〇七〇円
二八〇月	八七四、九三〇円	六五、六二〇円
二七九月	八六八、九三〇円	六五、一七〇円
二七八月	八六二、九三〇円	六四、七二〇円
二七七月	八五七、〇七〇円	六四、二八〇円
二七六月	八五一、二〇〇円	六三、八四〇円
二七五月	八四五、三三〇円	六三、四〇〇円
二七四月	八三九、四七〇円	六二、九六〇円
二七三月	八三三、六〇〇円	六二、五二〇円
二七二月	八二七、七三〇円	六二、〇八〇円
二七一〇月	八二一、八七〇円	六一、六四〇円
二七〇月	八一六、一三〇円	六一、二一〇円
二六九月	八一〇、四〇〇円	六〇、七八〇円
二六八月	八〇四、六七〇円	六〇、三五〇円
二六七月	七九八、九三〇円	五九、九二〇円
二六六月	七九三、二〇〇円	五九、四九〇円
二六五月	七八七、四七〇円	五九、〇六〇円
二六四月	七八一、七三〇円	五八、六三〇円
二六三月	七七六、一三〇円	五八、二一〇円
二六二月	七七〇、五三〇円	五七、七九〇円
二六一〇月	七六四、九三〇円	五七、三七〇円
二六〇月	七五九、三三〇円	五六、九五〇円
二五九月	七五三、七三〇円	五六、五三〇円
二五八月	七四八、二七〇円	五六、一一〇円
二五七月	七四二、八〇〇円	五五、七一〇円
二五六月	七三七、三三〇円	五五、三〇〇円
二五五月	七三二、〇〇〇円	五四、九〇〇円
二五四月	七二六、六七〇円	五四、五〇〇円
二五三月	七二一、三三〇円	五四、一〇〇円
二五二月	七一六、一三〇円	五三、七一〇円
二五一月	七一〇、九三〇円	五三、三二〇円
二五〇月	七〇五、七三〇円	五二、九三〇円
二四九月	七〇〇、五三〇円	五二、五四〇円

二九三月	九五四、二七〇円	七一、五七〇円
二九四月	九六〇、四〇〇円	七一、〇三〇円
二九五月	九六六、六七〇円	七一、五〇〇円
二九六月	九七二、九三〇円	七二、九七〇円
二九七月	九七九、二七〇円	七三、四〇〇円
二九八月	九八五、四七〇円	七三、九一〇円
二九九月	九九一、七三〇円	七四、三八〇円
二九〇月	九九八、〇〇〇円	七四、八五〇円
三〇一月	一〇〇四、二七〇円	七五、三二〇円
三〇二月	一〇一〇、五三〇円	七五、七九〇円
三〇三月	一〇一六、八〇〇円	七六、二六〇円
三〇四月	一〇二三、〇七〇円	七六、七三〇円
三〇五月	一〇二九、三三〇円	七七、二〇〇円
三〇六月	一〇三五、六〇〇円	七七、六七〇円
三〇七月	一〇四一、八七〇円	七八、一四〇円
三〇八月	一〇四八、一三〇円	七八、六一〇円
三〇九月	一〇五四、五三〇円	七九、〇九〇円
三一〇月	一〇六〇、九三〇円	七九、五七〇円
三一〇月	一〇六七、三三〇円	八〇、〇五〇円
三一二月	一〇七三、七三〇円	八〇、五三〇円
三一三月	一〇八〇、一三〇円	八一、〇一〇円
三一四月	一〇八六、五三〇円	八一、四九〇円
三一五月	一〇九二、九三〇円	八一、九七〇円
三一六月	一〇九九、三三〇円	八二、四五〇円
三一七月	一〇一五、七三〇円	八二、九三〇円
三一八月	一一一二、一三〇円	八三、四一〇円

三一九月	一、一一八、五三〇円	八三、八九〇円
三二〇月	一、一二四、九三〇円	八四、三七〇円
三二一月	一、一三一、三三〇円	八四、八五〇円
三二二月	一、一三七、七三〇円	八五、三三〇円
三二三月	一、一四四、一三〇円	八五、八一〇円
三二四月	一、一五〇、五三〇円	八六、二九〇円
三二五月	一、一五六、九三〇円	八六、七七〇円
三二六月	一、一六三、三三〇円	八七、二五〇円
三二七月	一、一六九、七三〇円	八七、七三〇円
三二八月	一、一七六、二七〇円	八八、二二〇円
三二九月	一、一八二、八〇〇円	八八、七一〇円
三三〇月	一、一八九、三三〇円	八九、二〇〇円
三三一月	一九五、八七〇円	八九、六九〇円
三三二月	二〇二、四〇〇円	九〇、一八〇円
三三三月	二〇八、九三〇円	九〇、六七〇円
三三四月	二一五、四七〇円	九一、一六〇円
三三五月	二二二、〇〇〇円	九一、六五〇円
三三六月	二二八、五三〇円	九二、一四〇円
三三七月	二三五、二〇〇円	九二、六四〇円
三三八月	二四一、八七〇円	九三、一四〇円
三三九月	二四八、五三〇円	九三、六四〇円
三四〇月	二五五、二〇〇円	九四、一四〇円

三四一月	一、二六一、八七〇円	九四、六四〇円
三四二月	一、二六八、五三〇円	九五、一四〇円
三四三月	一、二七五、二〇〇円	九五、六四〇円
三四四月	一、二八一、八七〇円	九六、一四〇円
三四五月	一、二八八、五三〇円	九六、六四〇円
三四六月	一、二九五、二〇〇円	九七、一四〇円
三四七月	一、三〇一、八七〇円	九七、六四〇円
三四八月	一、三〇八、六七〇円	九八、一五〇円
三四九月	一、三一五、四七〇円	九八、六六〇円
三五〇月	一、三二二、二七〇円	九九、一七〇円
三五一月	一、三二九、〇七〇円	九九、六八〇円
三五二月	一、三三五、八七〇円	一〇〇、一九〇円
三五三月	一、三四二、六七〇円	一〇〇、七〇〇円
三五四月	一、三四九、四七〇円	一〇一、二二〇円
三五五月	一、三五六、四〇〇円	一〇一、七三〇円
三五六月	一、三六三、三三〇円	一〇二、二五〇円
三五七月	一、三七〇、二七〇円	一〇二、七七〇円
三五八月	一、三七七、二〇〇円	一〇三、二九〇円
三五九月	一、三八四、二七〇円	一〇三、八二〇円
三六〇月	一、三九一、三三〇円	一〇四、三五〇円
三六一月	一、三九八、四〇〇円	一〇四、八八〇円
三六二月	一、四〇五、四七〇円	一〇五、四一〇円

三六三月	円一、四一二、五三〇	〇五、九四〇円
三六四月	円一、四一九、六〇〇	一〇六、四七〇円
三六五月	円一、四二六、六七〇	一〇七、〇〇〇円
三六六月	円一、四三三、七三〇	一〇七、五三〇円
三六七月	円一、四四〇、九三〇	〇八、〇七〇円
三六八月	円一、四四八、一三〇	一〇八、六一〇円
三六九月	円一、四五五、三三〇	一〇九、一五〇円
三七〇月	円一、四六二、六七〇	一〇九、七〇〇円
三七一月	円一、四七〇、〇〇〇	一一〇、二五〇円
三七二月	円一、四七七、三三〇	一一〇、八〇〇円
三七三月	円一、四八四、六七〇	一一一、三五〇円
三七四月	円一、四九二、一三〇	一一一、九一〇円
三七五月	円一、四九九、六〇〇	一一二、四七〇円
三七六月	円一、五〇七、〇七〇	一一三、〇三〇円
三七七月	円一、五一四、五三〇	一一三、五九〇円
三七八月	円一、五二二、〇〇〇	一一四、一五〇円
三七九月	円一、五二九、六〇〇	一一四、七二〇円
三八〇月	円一、五三七、二〇〇	一一五、二九〇円
三八一月	円一、五四四、八〇〇	一一五、八六〇円
三八二月	円一、五五二、四〇〇	一一六、四三〇円
三八三月	円一、五六〇、一三〇	一一七、〇一〇円
三八四月	円一、五六七、八七〇	一一七、五九〇円

三八五月	円一、五七五、六〇〇	一一八、一七〇円
三八六月	円一、五八三、三三〇	一一八、七五〇円
三八七月	円一、五九一、二〇〇	一一九、三四〇円
三八八月	円一、五九九、〇七〇	一一九、九三〇円
三八九月	円一、六〇六、九三〇	一二〇、五二〇円
三九〇月	円一、六一四、八〇〇	一二一、一一〇円
三九一月	円一、六二二、八〇〇	一二一、七一〇円
三九二月	円一、六三〇、八〇〇	一二二、三一〇円
三九三月	円一、六三八、九三〇	一二二、九二〇円
三九四月	円一、六四七、〇七〇	一二三、五三〇円
三九五月	円一、六五五、二〇〇	一二四、一四〇円
三九六月	円一、六六三、三三〇	一二四、七五〇円
三九七月	円一、六七一、四七〇	一二五、三六〇円
三九八月	円一、六七九、七三〇	一二五、九八〇円
三九九月	円一、六八八、〇〇〇	一二六、六〇〇円
四〇〇月	円一、六九六、二七〇	一二七、二二〇円
四〇一月	円一、七〇四、五三〇	一二七、八四〇円
四〇二月	円一、七一二、九三〇	一二八、四七〇円
四〇三月	円一、七二一、三三〇	一二九、一〇〇円
四〇四月	円一、七二九、七三〇	一二九、七三〇円
四〇五月	円一、七三八、一三〇	一三〇、三六〇円
四〇六月	円一、七四六、六七〇	一三一、〇〇〇円

四〇七月	円一、七五五、二〇〇	一三一、六四〇円
四〇八月	円一、七六三、八七〇	一三一、二九〇円
四〇九月	円一、七七二、五三〇	一三二、九四〇円
四一〇月	円一、七八一、二〇〇	一三三、五九〇円
四一月	円一、七八〇、〇〇〇	一三四、二五〇円
四二月	円一、七九八、八〇〇	一三四、九一〇円
四三月	円一、八〇七、六〇〇	一三五、五七〇円
四四月	円一、八一六、四〇〇	一三六、二三〇円
四五月	円一、八二五、三三〇	一三六、九〇〇円
四六月	円一、八三四、二七〇	一三七、五七〇円
四七月	円一、八四三、三三〇	一三八、二五〇円
四八月	円一、八五二、四〇〇	一三八、九三〇円
四九月	円一、八六一、四七〇	一三九、六一〇円
四一〇月	円一、八七〇、六七〇	一四〇、三〇〇円
四一月	円一、八七九、八七〇	一四〇、九九〇円
四二月	円一、八八九、〇七〇	一四一、六八〇円
四三月	円一、八九八、四〇〇	一四二、三八〇円
四四月	円一、九〇七、七三〇	一四三、〇八〇円
四五月	円一、九一七、〇七〇	一四三、七八〇円
四六月	円一、九二六、五三〇	一四四、四九〇円
四七月	円一、九三六、〇〇〇	一四五、二〇〇円
四八月	円一、九四五、四七〇	一四五、九一〇円

四二九月	円一、九五四、九三〇	一四六、六二〇円
四三〇月	円一、九六四、五三〇	一四七、三四〇円
四三一月	円一、九七四、一三〇	一四八、〇六〇円
四三二月	円一、九八三、七三〇	一四八、七八〇円
四三三月	円一、九九三、三三〇	一四九、五〇〇円
四三四月	円二、〇〇三、〇七〇	一五〇、二三〇円
四三五月	円二、〇一二、八〇〇	一五〇、九六〇円
四三六月	円二、〇二二、六七〇	一五一、七〇〇円
四三七月	円二、〇三二、五三〇	一五一、四四〇円
四三八月	円二、〇四二、五三〇	一五三、一九〇円
四三九月	円二、〇五二、五三〇	一五三、九四〇円
四四〇月	円二、〇六二、五三〇	一五四、六九〇円
四四一月	円二、〇七二、六七〇	一五五、四五〇円
四四二月	円二、〇八二、九三〇	一五六、二二〇円
四四三月	円二、〇九三、二〇〇	一五六、九九〇円
四四四月	円二、一〇三、六〇〇	一五七、七七〇円
四四五月	円二、一一四、〇〇〇	一五八、五五〇円
四四六月	円二、一二四、五三〇	一五九、三四〇円
四四七月	円二、一三五、〇七〇	一六〇、一三〇円
四四八月	円二、一四五、七三〇	一六〇、九三〇円
四四九月	円二、一五六、四〇〇	一六一、七三〇円
四五〇月	円二、一六七、〇七〇	一六一、五三〇円

四七二月	円	二、四一七、四七〇	八一、三一〇
四七一月	円	二、四〇五、三三〇	一八〇、四〇〇
四七〇月	円	二、三九三、三三〇	一七九、五〇〇
四六九月	円	二、三八一、三三〇	一七八、六〇〇
四六八月	円	二、三六九、四七〇	七七、七一〇
四六七月	円	二、三五七、六〇〇	一七六、八二〇
四六六月	円	二、三四五、八七〇	一七五、九四〇
四六五月	円	二、三三四、一三〇	一七五、〇六〇
四六四月	円	二、三二二、五三〇	一七四、一九〇
四六三月	円	二、三一〇、九三〇	一七三、三二〇
四六二月	円	二、二九九、四七〇	一七二、四六〇
四六一月	円	二、二八八、一三〇	一七一、六一〇
四六〇月	円	二、二七六、八〇〇	一七〇、七六〇
四五九月	円	二、二六五、六〇〇	一六九、九二〇
四五八月	円	二、二五四、四〇〇	一六九、〇八〇
四五七月	円	二、二四三、三三〇	一六八、二五〇
四五六月	円	二、二三二、二七〇	一六七、四二〇
四五五月	円	二、二二一、三三〇	一六六、六〇〇
四五四月	円	二、二一〇、四〇〇	一六五、七八〇
四五三月	円	二、一九九、四七〇	一六四、九六〇
四五二月	円	二、一八八、六七〇	一六四、一五〇
四五一月	円	二、一七七、八七〇	一六三、三四〇

四七三月	円	二、四二九、七三〇	一八二、二三〇
四七四月	円	二、四四二、〇〇〇	一八三、一五〇
四七五月	円	二、四五四、四〇〇	一八四、〇八〇
四七六月	円	二、四六六、八〇〇	一八五、〇一〇
四七七月	円	二、四七九、三三〇	一八五、九五〇
四七八月	円	二、四九二、〇〇〇	一八六、九〇〇
四七九月	円	二、五〇四、六七〇	一八七、八五〇
四八〇月	円	二、五一七、四七〇	一八八、八一〇
四八一月	円	二、五三〇、二七〇	一八九、七七〇
四八二月	円	二、五四三、二〇〇	一九〇、七四〇
四八三月	円	二、五五六、一三〇	一九一、七一〇
四八四月	円	二、五六九、二〇〇	一九二、六九〇
四八五月	円	二、五八二、二七〇	一九三、六七〇
四八六月	円	二、五九五、四七〇	一九四、六六〇
四八七月	円	二、六〇八、六七〇	一九五、六五〇
四八八月	円	二、六二二、〇〇〇	一九六、六五〇
四八九月	円	二、六三五、四七〇	一九七、六六〇
四九〇月	円	二、六四八、九三〇	一九八、六七〇
四九一月	円	二、六六二、五三〇	一九九、六九〇
四九二月	円	二、六七六、一三〇	二〇〇、七一〇
四九三月	円	二、六八九、八七〇	二〇一、七四〇
四九四月	円	二、七〇三、七三〇	二〇二、七八〇

四九五月	円	二、七一七、六〇〇	二〇三、八二〇
四九六月	円	二、七三一、六〇〇	二〇四、八七〇
四九七月	円	二、七四五、六〇〇	二〇五、九二〇
四九八月	円	二、七五九、七三〇	二〇六、九八〇
四九九月	円	二、七七四、〇〇〇	二〇八、〇五〇
五〇〇月	円	二、七八八、四〇〇	二〇九、一三〇
五〇一月	円	二、八〇二、八〇〇	二一〇、二一〇
五〇二月	円	二、八一七、三三〇	二一一、三〇〇
五〇三月	円	二、八三一、〇〇〇	二一二、四〇〇
五〇四月	円	二、八四六、六七〇	二二三、五〇〇
五〇五月	円	二、八六一、四七〇	二二四、六一〇
五〇六月	円	二、八七六、四〇〇	二二五、七三〇
五〇七月	円	二、八九一、四七〇	二二六、八六〇
五〇八月	円	二、九〇六、五三〇	二二七、九九〇
五〇九月	円	二、九二一、七三〇	二二九、一三〇
五〇一月	円	二、九三六、九三〇	二三〇、二七〇
五〇二月	円	二、九五二、二七〇	二三一、四二〇
五〇三月	円	二、九六七、六〇〇	二三二、五七〇
五〇四月	円	二、九八三、〇七〇	二三三、七三〇
五〇五月	円	二、九九八、五三〇	二三四、八九〇
五〇六月	円	三、〇一四、一三〇	二三六、〇六〇
五〇七月	円	三、〇二九、七三〇	二三七、二三〇

五一七月	円	三、〇四五、四七〇	二二八、四一〇
五一八月	円	三、〇六一、二〇〇	二二九、五九〇
五一九月	円	三、〇七七、〇七〇	二三〇、七八〇
五一〇月	円	三、〇九二、九三〇	二三一、九七〇
五一一月	円	三、一〇八、九三〇	二三三、一七〇
五一二月	円	三、一二五、〇七〇	二三四、三八〇
五一三月	円	三、一四一、三三〇	二三五、六〇〇
五一四月	円	三、一五七、七三〇	二三六、八三〇
五一五月	円	三、一七四、二七〇	二三八、〇七〇
五一六月	円	三、一九〇、九三〇	二三九、三二〇
五一七月	円	三、二〇七、六〇〇	二四〇、五七〇
五一八月	円	三、二二四、四〇〇	二四一、八三〇
五一九月	円	三、二四一、二〇〇	二四三、〇九〇
五二〇月	円	三、二五八、一三〇	二四四、三六〇
五二一月	円	三、二七五、二〇〇	二四五、六四〇
五二二月	円	三、二九二、二七〇	二四六、九二〇
五二三月	円	三、三〇九、四七〇	二四八、二二〇
五二四月	円	三、三二六、六七〇	二四九、五〇〇
五二五月	円	三、三四三、八七〇	二五〇、七九〇
五二六月	円	三、三六一、二〇〇	二五一、〇九〇
五二七月	円	三、三七八、五三〇	二五三、三九〇
五二八月	円	三、三九五、八七〇	二五四、六九〇

五三九月	三、四一三、二〇〇二五五、九九〇円
五四〇月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五四一月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五四二月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五四三月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五四四月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五四五月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五四六月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五四七月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五四八月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五四九月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五四十月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五四十一月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五四十二月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五五一月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五五二月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五五三月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五五四月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五五五月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五五六月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五五七月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五五八月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五五九月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五五十月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五五十一月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五五十二月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五六一月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五六二月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五六三月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五六四月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五六五月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五六六月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五六七月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五六八月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五六九月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五六十月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五六十一月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五六十二月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五七一月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五七二月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五七三月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五七四月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五七五月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五七六月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五七七月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五七八月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五七九月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五七十月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五七十一月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五七十二月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五八一月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五八二月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五八三月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五八四月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五八五月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五八六月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五八七月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五八八月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五八九月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五八十月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五八十一月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五八十二月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五九一月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五九二月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五九三月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五九四月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五九五月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五九六月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五九七月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五九八月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五九九月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五九十月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五九十一月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
五九十二月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
六〇一月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
六〇二月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
六〇三月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
六〇四月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
六〇五月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
六〇六月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
六〇七月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
六〇八月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
六〇九月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
六〇十月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
六〇十一月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円
六〇十二月	三、四三〇、五三〇二五七、二九〇円

附則（平成一〇年三月一八日政令第四四号）抄

第一条 この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

第二条 勤労者退職金共済機構は、平成十年四月一日に始まる事業年度においては、第二条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行令第十条の規定にかかわらず、業務上の余裕金のうち、次に定める額を合算して得た額に相当する金額を資金運用部に預託して運用しなければならない。

一 改正法附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業退職金共済事業団の平成九年四月一日に始まる事業年度の末日における責任準備金の額に百分の三十の範囲内で労働大臣及び通商産業大臣が大蔵大臣と協議して定める割合を乗じて得た額

二 改正法附則第六条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合の平成九年四月一日に始まる事業年度の末日における責任準備金の額に百分の三十の範囲内で労働大臣が大蔵大臣と協議して定める割合を乗じて得た額

前項の規定により勤労者退職金共済機構が資金運用部に預託して運用しなければならないこととされた金額が次に定める額を合算して得た額より多いときは、その差額については、改正法附則第五条第二項の規定により従前の例によることとされた決算につき労働大臣の承認があった日又は改正法附則第六条第二項の規定により従前の例によることとされた決算につき労働大臣の承認があった日のうちいずれか遅い日から二月以内の預託しなければならない。

一 旧中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合の業務上の余裕金の運用に関する政令（次号において「旧令」という。）第一項の規定により旧中小企業退職金共済事業団が平成九年四月一日に始まる事業年度において資金運用部に預託して運用しなければならないこととされた額

二 旧令第三項において準用する旧令第一項の規定により旧特定業種退職金共済組合が平成九年四月一日に始まる事業年度において資金運用部に預託して運用しなければならないこととされた額

する政令（次号において「旧令」という。）第一項の規定により旧中小企業退職金共済事業団が平成九年四月一日に始まる事業年度において資金運用部に預託して運用しなければならないこととされた額

二 旧令第三項において準用する旧令第一項の規定により旧特定業種退職金共済組合が平成九年四月一日に始まる事業年度において資金運用部に預託して運用しなければならないこととされた額

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一二年六月二三日政令第三六一号）抄

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月三〇日政令第三六九号）

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

（退職金に関する経過措置）  
第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に改正特定業種（改正後の中小企業退職金共済法施行令（以下「新令」という。）別表第二又は別表第三に係る特定業種をいう。以下同じ。）に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日（退職金の支給を受けられた場合における当該退職金の額の算定の基礎となつた日を除く。）のある者であつて、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、次の各号に掲げる当該改正特定業種に係る特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 四十二月以下 特定業種掛金月額区分（改正特定業種に係る新令第三条第一号に規定する各区分をいう。以下同じ。）ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを円に切り上げた額）

イ 平成九年七月一日前特定業種区分掛金納付月数（平成九年七月一日前の日に係る特定業種区分掛金納付月数（改正特定業種に係る新令第三条第一号に規定する特定業種区分掛金納付月数をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が三十五以下である場合 十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額

ロ 平成九年七月一日前特定業種区分掛金納付月数が三十五以上である場合 特定業種区分掛金納付月数に施行日前特定業種区分掛金納付月数（施行日前の日に係る特定業種区分掛金納付月数をいう。以下同じ。）に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第二又は別表第三の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

二 四十三月以上 特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを円に切り上げた額）

イ 施行日前特定業種区分掛金納付月数が四月十二月以下である場合（平成九年七月一日前特定業種区分掛金納付月数が三十五以上である場合を除く。） 特定業種区分掛金納付月数に応じ新令別表第二又は別表第三の下欄に定める金額の百分の一の金額

ロ 施行日前特定業種区分掛金納付月数が四月十三月以上である場合（平成九年七月一日前特定業種区分掛金納付月数が三十五以上である場合を含む。） 特定業種区分掛金納付月数に当該施行日前特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第二又は別表第三の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

三 三十五月以下 施行日前特定業種区分掛金納付月数に当該旧令別表第二又は別表第三の下欄に定める金額の百分の一の金額

二 三十五月以上 施行日前特定業種区分掛金納付月数に平成九年換算月数を加えた月数に応じ旧令別表第二又は別表第三の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が、施行日前特定業種区分掛金納付月数について平成九年改正法附則第四条第四項において準用する同条第三項の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

（被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額等に関する経過措置）  
第四条 新令第四条の規定は、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

3 第一項第一号ロ及び第二号ロの従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる平成九年七月一日前特定業種区分掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三十五月以下 特定業種区分掛金納付月数に当該旧令別表第二又は別表第三の下欄に定める金額の百分の一の金額

二 三十五月以上 特定業種区分掛金納付月数に平成九年換算月数を加えた月数に応じ旧令別表第二又は別表第三の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が、施行日前特定業種区分掛金納付月数について平成九年改正法附則第四条第四項において準用する同条第三項の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

（被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額等に関する経過措置）  
第四条 新令第四条の規定は、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

3 第一項第一号ロ及び第二号ロの従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる平成九年七月一日前特定業種区分掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三十五月以下 特定業種区分掛金納付月数に当該旧令別表第二又は別表第三の下欄に定める金額の百分の一の金額

二 三十五月以上 特定業種区分掛金納付月数に平成九年換算月数を加えた月数に応じ旧令別表第二又は別表第三の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が、施行日前特定業種区分掛金納付月数について平成九年改正法附則第四条第四項において準用する同条第三項の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

（被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額等に関する経過措置）  
第四条 新令第四条の規定は、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合について適用し、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

(改正特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置)

第五条 新令第五条の規定は、中小企業退職金共済法第四十二条第一項の従業員(以下「従業員」という。が施行日以後に改正特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、従業員が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

第六条 新令第六条の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に改正特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、退職金共済契約の被共済者が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

附則 (平成一三年一月二二日政令第四三三号) この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年九月四日政令第二九一号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十九号)の施行の日(平成十四年十一月一日)から施行する。

附則 (平成一五年七月三〇日政令第三四〇号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

(退職金に関する経過措置) 第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に別表第五特定業種(この政令による改正後の中小企業退職金共済法施行令(以下「新令」という。)別表第五に係る特定業種をいう。以下同じ。)に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日(退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となった日を除く。)のある者であつて、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、次の各号に掲げる当該別表第五特定

業種に係る特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 四十二月以下 別表第五特定業種掛金月額区分(別表第五特定業種に係る新令第十条第一号に規定する区分をいう。以下同じ。)ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを円に切り上げた額)

イ 平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数(平成十年一月一日前の日に係る別表第五特定業種区分掛金納付月数(別表第五特定業種に係る新令第十条第一号に規定する特定業種区分掛金納付月数をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)が三十五月以下である場合 十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額  
ロ 平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が三十五月以上である場合 別表第五特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数(施行日前の日に係る別表第五特定業種区分掛金納付月数をいう。以下同じ。)に

対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額) 二 四十三月以上 別表第五特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを円に切り上げた額)

イ 施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下である場合(平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に応じ新令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額  
ロ 施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が四十三月以上である場合(施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下であり、かつ、平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を含む。) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に当該施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に対応

する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額) 2 前項第一号ロ及び第二号ロの換算月数は、別表第五特定業種掛金月額区分ごとに、新令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日に退職金の支給事由が生じたものとみなして、施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じ同表の上欄に定める月数から、当該施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

3 第一項第一号ロ及び第二号ロの従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
一 三十五月以下 別表第五特定業種区分掛金納付月数にこの政令による改正前の中小企業退職金共済法施行令(以下「旧令」という。)別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額  
二 三十六月以上 別表第五特定業種区分掛金納付月数に中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令(平成九年政令第二百二十七号)附則第四条第二項に規定する換算月数を加えた月数に応じ旧令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が、別表第五特定業種区分掛金納付月数について同条第四項において準用する同条第三項の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額)

4 前項の規定は、第二項の従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、前項中「別表第五特定業種区分掛金納付月数」とあるのは、「施行日前別表第五特定業種区分掛金納付月数」と読み替えるものとする。

第四条 施行日前に別表第七特定業種(新令別表第七に係る特定業種をいう。以下同じ。)に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であつた日(退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となった日を除く。)のある者であつて、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、次の各号に掲げる

当該別表第七特定業種に係る特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 四十二月以下 別表第七特定業種掛金月額区分(別表第七特定業種に係る新令第十条第一号に規定する区分をいう。以下同じ。)ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを円に切り上げた額)

イ 平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数(平成九年七月一日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数(別表第七特定業種に係る新令第十条第一号に規定する特定業種区分掛金納付月数をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)が三十五月以下である場合 十円に特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額  
ロ 平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十五月以上である場合 別表第七特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数(施行日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数をいう。以下同じ。)に

対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額) 二 四十三月以上 別表第七特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを円に切り上げた額)

イ 施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下である場合(平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。) 別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額  
ロ 施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十三月以上である場合(施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下であり、かつ、平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を含む。) 別表第七特定業種区分掛金納付月数に当該施行日前

別表第七特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額) 2 前項第一号ロ及び第二号ロの換算月数は、別表第七特定業種掛金月額区分ごとに、新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日に退職金の支給事由が生じたものとみなして、施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じ同表の上欄に定める月数から、当該施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

別表第七特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に同じ新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

2 前項第一号口及び第二号口の換算月数は、別表第七特定業種区分掛金月額区分ごとに、新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日に退職金の支給事由が生じたものとみなして、施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数に同じ、従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に同じ同表の上欄に定める月数から、当該施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

3 第一項第一号口及び第二号口の従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
一 平成十二年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数（平成十二年七月一日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数をいう。以下同じ。）が四十二年以下である場合（平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。）別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ旧令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額  
二 平成十二年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十二年以上である場合（平成十二年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十二年以下であり、かつ、平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を含む。）別表第七特定業種区分掛金納付月数に中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第三百六十九号）附則第三条第二項に規定する換算月数を加えた月数に応じ旧令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が、別表第七特定業種区分掛金納付月数について同条第四項の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

4 前項の規定は、第二項の従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、前項中「別表第七特定業種区分掛金納付月数」とあるのは、「施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数」と読み替えるものとする。

（被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額等に関する経過措置）

第五条 新令第十一条の規定は、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

（改正特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置）

第六条 新令第十二条の規定は、中小企業退職金共済法第五十三条の従業員（以下「従業員」という。）が施行日以後に改正特定業種（別表第五特定業種又は別表第七特定業種をいう。以下同じ。）に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、従業員が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。（退職金共済契約の被共済者に係る繰入金額等に関する経過措置）

第七条 新令第十三条の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に改正特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、退職金共済契約の被共済者が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

附則（平成一五年九月三日政令第三九一号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。  
（機構が承継する資産に係る評価委員の任命等）  
第二条 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（以下この条及び次条第一項において「改正法」という。）附則第二条第五項の評価委員は、次に掲げる者につき厚生労働大臣が任命する。  
一 財務省の職員 一人  
二 厚生労働省の職員 一人  
三 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下この号において「機構」という。）の役員（機構が成立するまでの間は、機構に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十五号）第十五条第一項の設立委員） 一人  
四 学識経験のある者 二人

2 改正法附則第二条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。  
3 改正法附則第二条第五項の規定による評価に関する庶務は、厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課において処理する。  
（勤労者退職金共済機構の解散の嘱託等）  
第三条 改正法附則第二条第一項の規定により勤労者退職金共済機構が解散したときは、厚生労働大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。  
2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。  
附則（平成一七年四月二日政令第一一八号）抄  
第一条 この政令は、公布の日から施行する。  
附則（平成一九年八月三日政令第二三三号）抄  
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。  
附則（平成二三年六月一〇日政令第一六六号）抄  
第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。  
附則（平成二七年九月二日政令第三一六号）抄  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十五号）第十五条第一項の設立委員） 一人

2 改正法附則第二条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。  
3 改正法附則第二条第五項の規定による評価に関する庶務は、厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課において処理する。  
（勤労者退職金共済機構の解散の嘱託等）  
第三条 改正法附則第二条第一項の規定により勤労者退職金共済機構が解散したときは、厚生労働大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。  
2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。  
附則（平成一七年四月二日政令第一一八号）抄  
第一条 この政令は、公布の日から施行する。  
附則（平成一九年八月三日政令第二三三号）抄  
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。  
附則（平成二三年六月一〇日政令第一六六号）抄  
第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。  
附則（平成二七年九月二日政令第三一六号）抄  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。  
（退職金に関する経過措置）  
第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。  
第三条 施行日前に別表第七特定業種（この政令による改正前の中小企業退職金共済法施行令（以下この条において「旧令」という。）別表第七に係る特定業種をいう。以下同じ。）に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日（退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となった日を除く。）のある者であつて、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、次の各号に掲げる当該別表第七特定業種に係る特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
一 四十二年以下 別表第七特定業種掛金月額区分（別表第七特定業種に係る中小企業退職金共済法施行令（以下この条において「令」という。）第十条第一号に規定する区分をいう。以下この条において同じ。）ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額）  
イ 平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数（平成九年七月一日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数（別表第七特定業種に係る令第十条第一号に規定する特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）が三十五月以下である場合 十円に別表第七特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額  
ロ イに掲げる場合以外の場合 別表第七特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数（施行日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。）に

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。  
附則（平成二七年九月二日政令第三一六号）抄  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。  
附則（平成二七年九月二日政令第三一六号）抄  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。  
附則（平成二七年九月二日政令第三一六号）抄  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。  
附則（平成二七年九月二日政令第三一六号）抄  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

る者であつて、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、次の各号に掲げる当該別表第七特定業種に係る特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
一 四十二年以下 別表第七特定業種掛金月額区分（別表第七特定業種に係る中小企業退職金共済法施行令（以下この条において「令」という。）第十条第一号に規定する区分をいう。以下この条において同じ。）ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額）  
イ 平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数（平成九年七月一日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数（別表第七特定業種に係る令第十条第一号に規定する特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）が三十五月以下である場合 十円に別表第七特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額  
ロ イに掲げる場合以外の場合 別表第七特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数（施行日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。）に

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。  
附則（平成二七年九月二日政令第三一六号）抄  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。  
附則（平成二七年九月二日政令第三一六号）抄  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。  
附則（平成二七年九月二日政令第三一六号）抄  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。  
附則（平成二七年九月二日政令第三一六号）抄  
第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

七特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に、新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

2 前項第一号及び第二号の換算月数は、別表第七特定業種掛金月額区分ごとに、新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日に退職金の支給事由が生じたものとみなして、施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数に、従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に、同表の上欄に定める月数から、当該施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

3 第一項第一号及び第二号の従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
一 平成十五年十月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数（平成十五年十月一日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数をいう。）が四十一月以下である場合（平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。）別表第七特定業種区分掛金納付月数に、旧令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 別表第七特定業種区分掛金納付月数に中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第三百四十号）附則第四条第二項に規定する換算月数を加えた月数に、旧令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が、別表第七特定業種区分掛金納付月数について同条第四項の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

4 前項の規定は、第二項の従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、前項中「別表第七特定業種区分掛金納付月数」とあるのは、「施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数」と読み替えるものとする。

（被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額等に関する経過措置）  
第四条 新令第十一条の規定は、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約

約の被共済者となった場合について適用し、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

（別表第七特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置）  
第五条 新令第十二条の規定は、中小企業退職金共済法第五十三条の従業員（以下この条において「従業員」という。）が施行日以後に別表第七特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、従業員が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

（退職金共済契約の被共済者に係る繰入金額等に関する経過措置）  
第六条 新令第十三条の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に別表第七特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、退職金共済契約の被共済者が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年九月九日政令第三二〇号）抄  
（施行期日）  
1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月二五日政令第七八号）抄  
（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

第二条 別表第五特定業種（第一条の規定による改正前の中小企業退職金共済法施行令（次条において「旧令」という。）別表第五に係る中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号。以下「中退法」という。）第二条第四項に規定する特定業種をいう。次条において同じ。）に係る中退法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約の同条第七項に規定する被共済者（次条において「別表第五特定業種被共済者」という。）であった者であつて、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給事由が生じたものに係る退職金の額について

は、なお従前の例による。  
第三条 施行日前に別表第五特定業種被共済者であつた日（退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となつた日を除く。）のある者であつて、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、次の各号に掲げる別表第五特定業種に係る中退法第四十条第一項に規定する特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
一 二十三月以下 別表第五特定業種掛金月額区分（別表第五特定業種に係る第一条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行令（以下「新令」という。）第十一条第一項第一号に規定する区分をいう。以下この条において同じ。）ごとに、別表第五特定業種区分掛金納付月数（別表第五特定業種に係る新令第十一条第一項第一号に規定する特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。）に応じ、新令別表第一の下欄に定める金額の百分の一の金額を合算して得た額（中退法第四十三条第一項第一号又は第二号イに該当するときは、十円に別表第五特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額）を、一円に切り上げた額）  
二 二十四月以上四十二月以下 区分退職金額（別表第五特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロにより定まる額）を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額）  
イ 平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数（平成十年一月一日前の日に係る別表第五特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。）が三十五月以下である場合 十円に別表第五特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額  
ロ イに掲げる場合以外の場合 次の（1）又は（2）に定める額のいずれか多い額  
（1）別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数（平成十五年十月一日前の日に係る別表第五特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。）に対応する換算月数を加えた月数に、従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）  
（2）別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に、旧令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）  
（2）別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に、旧令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

三 四十三月以上 区分退職金額（別表第五特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロにより定まる額）を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額）  
イ 平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下である場合（平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。）別表第五特定業種区分掛金納付月数に、新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 次の（1）又は（2）に定める額のいずれか多い額  
（1）別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に、新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

（2）別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に、旧令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

（2）別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に、旧令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）  
（2）別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に、旧令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

三 四十三月以上 区分退職金額（別表第五特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロにより定まる額）を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額）  
イ 平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下である場合（平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。）別表第五特定業種区分掛金納付月数に、新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 次の（1）又は（2）に定める額のいずれか多い額  
（1）別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に、新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

（2）別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に、旧令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

（2）別表第五特定業種区分掛金納付月数に平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数に、旧令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）



額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に同じ同表の上欄に定める月数から、当該平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

3 前項の規定は、第一項第二号ロ(2)及び第三号ロ(2)の換算月数について準用する。この場合において、前項中「新令別表第六」とあるのは、「旧令別表第五」と読み替えるものとする。

4 第一項第二号ロ及び第三号ロの従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる平成十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三十五月以下 別表第五特定業種区分掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令(平成十五年政令第三百四十号)による改正前の中小企業退職金共済法施行令(次号において「平成十一年令」という。)別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額

二 三十六月以上 別表第五特定業種区分掛金納付月数に中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令(平成九年政令第二百二十七号)附則第四条第二項に規定する換算月数を加えた月数に応じ平成十二年令別表第五の下欄に定める金額の百分の一の金額(その額が、別表第五特定業種区分掛金納付月数について同条第四項において準用する同条第三項の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額)

5 前項の規定は、第二項(第三項において準用する場合を含む。)の従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、前項中「別表第五特定業種区分掛金納付月数」とあるのは、「平成十五年十月一日前別表第五特定業種区分掛金納付月数」と読み替えるものとする。

(被共済者が特定業種間を移動した場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等に関する経過措置)

第四条 新令第十二条の規定は、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退

職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

(特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置)

第五条 新令第十三条の規定は、中退法第五十三条の従業員が施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、当該従業員が施行日前に特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

(退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等に関する経過措置)

第六条 新令第十四条の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、退職金共済契約の被共済者が施行日前に特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

(特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金共済契約の被共済者となった場合における掛金納付月数への通算に係る金額等に関する経過措置)

第七条 新令第十五条の規定は、特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

附則(平成二十九年一月二七日政令第二九二号) (施行期日) 1 この政令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十年五月一日)から施行する。ただし、第八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。(厚生労働省令への委任) 2 この政令の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附則(令和三年五月六日政令第一五一号) (施行期日) 第一条 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

(退職金に関する経過措置) 第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に支給事由が生じた者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に別表第六特定業種(中小企業退職金共済法施行令(以下「令」という。))別表第六に係る特定業種をいう。以下この条において同じ。)に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日(既に退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となつた日を除く。以下この条において同じ。)

のあった者であつて、施行日以後に支給事由が生じたもの(別表第六特定業種に係る特定業種掛金納付月数(中小企業退職金共済法(以下「法」という。))第四十三条第一項に規定する特定業種掛金納付月数をいう。以下同じ。))が三十六月以上である者に限る。)に係る退職金の額は、令第十二条第一項の規定にかかわらず、別表第六特定業種掛金月額区分(別表第六特定業種に係る同項第一号に規定する区分をいう。以下「区分」といふ。)ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を合算して得た額(その額が一円未満の端数があるときは、これを二円に切り上げた額)とする。

一 施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数(施行日前の日に係る別表第六特定業種区分掛金納付月数(別表第六特定業種に係る特定業種区分掛金納付月数(令第十二条第一項第一号に規定する特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この項において同じ。))をいう。以下この項において同じ。))が四十二年以下であり、かつ、平成十年一月一日前の日に係る別表第六特定業種区分掛金納付月数が三十五年以下である場合 別表第六特定業種区分掛金納付月数に同じこの政令による改正後の中小企業退職金共済法施行令(以下「新令」という。))別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 別表第六特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第六の下欄に

定める金額の百分の一の金額(その金額が別表第六特定業種区分掛金納付月数に同じこの政令による改正前の中小企業退職金共済法施行令(以下「旧令」という。))別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額(平成二十八年四月一日前に別表第六特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日のある者については、別表第六特定業種区分掛金納付月数に同じ独立行政法人に係る改革等を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十八年政令第七十八号。次項において「平成二十八年令」という。))附則第三条第一項第二号ロ又は第三号イ若しくはロに定める額)を超えるときは、当該金額)

2 前項第二号の換算月数は、別表第六特定業種掛金月額区分ごとに新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日に支給事由が生じたものとみなして、施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数に同じ旧令別表第六の下欄に定める金額の百分の一の金額(平成二十八年四月一日前に別表第六特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日のある者については、施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数に同じ平成二十八年令附則第三条第一項第二号ロ又は第三号イ若しくはロに定める額)を下回らない範囲内で当該金額に最も近い金額に応じ新令別表第六の上欄に定める月数から、当該施行日前別表第六特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

第四条 施行日前に別表第八特定業種(令別表第八に係る特定業種をいう。以下この条において同じ。)に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日(既に退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となつた日を除く。以下この条において同じ。))のある者であつて、施行日以後に支給事由が生じたもの(別表第八特定業種に係る特定業種掛金納付月数が三十六月以上である者に限る。)に係る退職金の額は、令第十二条第一項の規定にかかわらず、別表第八特定業種掛金月額区分(別表第八特定業種に係る同項第一号に規定する区分をいう。次項において同じ。))ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を合算して得た額(その額が一円未満

とする。)

の端数があるときは、これを一円に切り上げた額とする。

一 施行日前別表第八特定業種区分掛金納付月数（施行日前の日に係る別表第八特定業種区分掛金納付月数（別表第八特定業種に係る特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）が四十二日以下であり、かつ平成九年七月一日以前の日に係る別表第八特定業種区分掛金納付月数が三十五日以下である場合、別表第八特定業種区分掛金納付月数に同じ別表第八の下欄に定める金額の百分の一の金額

二 前号に掲げる場合以外の場合、別表第八特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第八特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第八の下欄に定める金額の百分の一の金額（その金額が別表第八特定業種区分掛金納付月数に同じ別表第八の下欄に定める金額の百分の一の金額（平成二十七年十月一日前に別表第八特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日のある者については、別表第八特定業種区分掛金納付月数に同じ中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百十六号。次項において「平成二十七年令」という。）附則第三条第一項第一号又は第二号イ若しくはロに定める額）を超えるときは、当該金額）

二 前項第二号の換算月数は、別表第八特定業種掛金月額区分ごとに新令別表第八の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日に支給事由が生じたものとみなして、施行日前別表第八特定業種区分掛金納付月数に同じ旧令別表第八の下欄に定める金額の百分の一の金額（平成二十七年十月一日前に別表第八特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日のある者については、施行日前別表第八特定業種区分掛金納付月数に同じ平成二十七年令附則第三条第一項第一号又は第二号イ若しくはロに定める額）を下回らない範囲内で当該金額に最も近い金額に応じ新令別表第八の上欄に定める月数から、当該施行日前別表第八特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

第五條 新令別表第九及び別表第十一の規定は、施行日以後に甲特定業種に係る特定業種退職金（被共済者が特定業種間を移動した場合における特定業種掛金納付月数への通算に係る金額等に関する経過措置）

共済契約の被共済者から乙特定業種（令別表第七に係る特定業種を除く。以下この条において同じ。）に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった者について適用し、施行日前に甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者から乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった者であつて、施行日以後に支給事由が生じたもの（以下この条において「施行日前業種間移動者」という。）については、なお従前の例による。

二 施行日前業種間移動者のうち、法第四十六条第二項に規定する残余の額を有するものに係る退職金の額は、新令第十三条第三項の規定にかかわらず、令第十二条第一項又は附則第三条第一項若しくは前条第二項の規定により算定した額に、当該残余の額に対し、次に掲げる当該施行日前業種間移動者の乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数の区分に応じ、それぞれ次に定める利率の複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た額とする。

二 施行日以前の日に係る乙特定業種に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数、旧令第十三条第三項第一号又は第三号に掲げる特定業種区分に応じ、それぞれ同項第一号又は第三号に定める利率

二 施行日以後に退職金共済契約の被共済者から特定業種退職金共済契約（令別表第七に係る特定業種に係るものを除く。以下この項において同じ。）の被共済者となった者について適用し、

第六條 新令別表第九及び別表第十一の規定は、施行日以後に退職金共済契約の被共済者から特定業種退職金共済契約（令別表第七に係る特定業種に係るものを除く。以下この項において同じ。）の被共済者となった者について適用し、

施行日前に退職金共済契約の被共済者から特定業種退職金共済契約の被共済者となった者であつて、施行日以後に支給事由が生じたもの（以下この条において「施行日前制度間移動者」という。）については、なお従前の例による。

二 施行日前制度間移動者のうち、法第五十五条第二項に規定する残余の額を有するものに係る退職金の額は、令第十五条第三項の規定にかかわらず、令第十二条第一項又は附則第三条第一項若しくは第四条第一項の規定により算定した額に、当該残余の額に対し、次に掲げる当該施行日前制度間移動者の特定業種掛金納付月数に相当する月数の区分に応じ、それぞれ次に定める利率の複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た額とする。

一 施行日以前の日に係る特定業種掛金納付月数に相当する月数、旧令第十三条第三項第一号又は第三号に掲げる特定業種区分に応じ、それぞれ同項第一号又は第三号に定める利率

二 施行日以後に退職金共済契約の被共済者から特定業種退職金共済契約（令別表第七に係る特定業種に係るものを除く。以下この項において同じ。）の被共済者となった者について適用し、

別表第一（第一条、第十二条関係）

Table with 2 columns: 月数 (Month count) and 金額 (Amount). Rows include 一月以下の月数, 一月, 二月, 三月, 四月, 五月, 六月, 七月, 八月, 九月, 十月, 十一月, 十二月.

別表第二（第一条関係）

Table with 3 columns: 月数 (Month count), 金額 (Amount), and 計算方法 (Calculation method). Rows include 二三月, 二月以下の月数, 四月, 五月, 六月, 七月から九月, 四月から五月, 五月から六月, 六月から七月, 七月から八月, 八月から九月, 九月から十月, 十月から十一月, 十一月から十二月, 一月から二月, 二月から三月, 三月から四月, 四月から五月, 五月から六月, 六月から七月, 七月から八月, 八月から九月, 九月から十月, 十月から十一月, 十一月から十二月, 一月から二月, 二月から三月, 三月から四月, 四月から五月, 五月から六月, 六月から七月, 七月から八月, 八月から九月, 九月から十月, 十月から十一月, 十一月から十二月, 一月から二月.

一八七月から一九二月まで	算した金額	一七〇円を前月金額に加
一九三月から二〇一月まで	算した金額	一八〇円を前月金額に加
二〇二月から二一〇月まで	算した金額	一九〇円を前月金額に加
二一一月から二二〇月まで	算した金額	二〇〇円を前月金額に加
二二〇月から二二〇月まで	算した金額	二一〇円を前月金額に加
二二〇月から二三〇月まで	算した金額	二二〇円を前月金額に加
二三〇月から二四〇月まで	算した金額	二三〇円を前月金額に加
二四〇月から二五〇月まで	算した金額	二四〇円を前月金額に加
二五〇月から二六〇月まで	算した金額	二五〇円を前月金額に加
二六〇月から二七〇月まで	算した金額	二六〇円を前月金額に加
二七〇月から二八〇月まで	算した金額	二七〇円を前月金額に加
二八〇月から二九〇月まで	算した金額	二八〇円を前月金額に加
二九〇月から三〇〇月まで	算した金額	二九〇円を前月金額に加
三〇〇月から三一〇月まで	算した金額	三〇〇円を前月金額に加
三一〇月から三二〇月まで	算した金額	三一〇円を前月金額に加
三二〇月から三三〇月まで	算した金額	三二〇円を前月金額に加
三三〇月から三四〇月まで	算した金額	三三〇円を前月金額に加
三四〇月から三五〇月まで	算した金額	三四〇円を前月金額に加
三五〇月から三六〇月まで	算した金額	三五〇円を前月金額に加
三六〇月から三七〇月まで	算した金額	三六〇円を前月金額に加
三七〇月から三八〇月まで	算した金額	三七〇円を前月金額に加
三八〇月から三九〇月まで	算した金額	三八〇円を前月金額に加

三九九月から四〇六月まで	算した金額	三九〇円を前月金額に加
四〇七月から四一五月まで	算した金額	四〇〇円を前月金額に加
四一六月から四二四月まで	算した金額	四一〇円を前月金額に加
四二五月から四三三月まで	算した金額	四二〇円を前月金額に加
四三四月から四四二月まで	算した金額	四三〇円を前月金額に加
四四三月から四五一月まで	算した金額	四四〇円を前月金額に加
四五二月から四六〇月まで	算した金額	四五〇円を前月金額に加
四六〇月から四六八一月まで	算した金額	四六〇円を前月金額に加
四六七月から四七五月まで	算した金額	四七〇円を前月金額に加
四七四月から四八二月まで	算した金額	四八〇円を前月金額に加
四八一月から四八九一月まで	算した金額	四九〇円を前月金額に加
四八八月から四九六月まで	算した金額	五〇〇円を前月金額に加
四九五月から五〇三月まで	算した金額	五一〇円を前月金額に加
五〇二月から五〇十月まで	算した金額	五二〇円を前月金額に加
五〇九月から五一七月まで	算した金額	五三〇円を前月金額に加
五一六月から五二四月まで	算した金額	五四〇円を前月金額に加
五二三月から五三一月まで	算した金額	五五〇円を前月金額に加
五三〇月から五三八月まで	算した金額	五六〇円を前月金額に加
五三七月から五四五月まで	算した金額	五六〇円を前月金額に加
五四四月以上の月数	当該月数から一二減じた月数	五六〇円を前月金額に加
算した金額	算した金額	算した金額
別表第三(第四条関係)	率	一・〇〇一
一年	率	一・〇〇二
二年	率	一・〇〇三
三年	率	一・〇〇三

四年	一・〇〇四	
五年	一・〇〇五	
六年	一・〇二七	
七年	一・四九	
八年	一・七一	
九年	一・九三	
一〇年	二・一六	
別表第四(第六条関係)	率	四三・〇
四三月	四三・〇	
四四月	四四・一	
四五月	四五・一	
四六月	四六・二	
四七月	四七・三	
四八月	四八・三	
四九月	四九・四	
五〇月	五〇・五	
五一月	五一・五	
五二月	五二・六	
五三月	五三・七	
五四月	五四・八	
五五月	五五・九	
五六月	五七・〇	
五七月	五八・一	
五八月	五九・二	
五九月	六〇・四	
別表第五(第九条、第十条、第十六条関係)	金額	〇円
〇月	一・〇一〇円	
一月	二・〇三〇円	
二月	三・〇六〇円	
三月	四・一〇〇円	
四月	五・一六〇円	
五月	六・二三〇円	
六月	七・三二〇円	
七月	八・四一〇円	
八月	九・五二〇円	
九月	一〇・六四〇円	
一〇月	一一・七八〇円	
十一月	一二・八九〇円	
十二月	一三・九六〇円	
一三月	一五・〇四〇円	
一四月	一六・一三〇円	
一五月	一六・一三〇円	

一六月	一七、二二〇円
一七月	一八、三二〇円
一八月	一九、四二〇円
一九月	二〇、五三〇円
二〇月	二一、六五〇円
二一月	二二、七八〇円
二二月	二三、八九〇円
二三月	二五、〇二〇円
二三月に一月か	二五、〇二〇円に、上欄で二二
ら一月までの	月に加えた月数に応じて、当該
月数をそれぞれ	加えた月数の一月につき一、〇
加えて得た月数	〇〇円を加えて得た額
三五月に一月か	三七、〇六〇円に、上欄で三五
ら一月までの	月に加えた月数に応じて、当該
月数をそれぞれ	加えた月数の一月につき一、〇
加えて得た月数	一〇〇円を加えて得た額
四七月に一月か	四九、一三〇円に、上欄で四七
ら一月までの	月に加えた月数に応じて、当該
月数をそれぞれ	加えた月数の一月につき一、〇
加えて得た月数	〇〇円を加えて得た額
五九月に一月か	六一、〇九〇円に、上欄で五九
ら一月までの	月に加えた月数に応じて、当該
月数をそれぞれ	加えた月数の一月につき一、〇
加えて得た月数	七〇〇円を加えて得た額
七一月に一月か	七三、八九〇円に、上欄で七一
ら一月までの	月に加えた月数に応じて、当該
月数をそれぞれ	加えた月数の一月につき一、〇
加えて得た月数	八〇〇円を加えて得た額
八三月に一月か	八六、八一〇円に、上欄で八三
ら一月までの	月に加えた月数に応じて、当該
月数をそれぞれ	加えた月数の一月につき一、〇
加えて得た月数	九〇〇円を加えて得た額
九五月に一月か	九九、八三〇円に、上欄で九五
ら一月までの	月に加えた月数に応じて、当該
月数をそれぞれ	加えた月数の一月につき一、一
加えて得た月数	〇〇円を加えて得た額
一〇七月に一月	一二、九六〇円に、上欄で一
から一月までの	月に加えた月数に応じて、
の月数をそれぞれ	当該加えた月数の一月につき
加えて得た月	一、一一〇円を加えて得た額
数	一、一一〇円を加えて得た額
一一九月に一月	二六、二二〇円に、上欄で一
から一月までの	月に加えた月数に応じて、
の月数をそれぞれ	当該加えた月数の一月につき
加えて得た月	一、一二〇円を加えて得た額
数	一、一二〇円を加えて得た額

れ加えて得た月数	一三一月に一月一三九、五九〇円に、上欄で一から一二月まで三一月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、一三〇円を加えて得た額	一四三月に一月一五三、一一〇円に、上欄で一から一二月まで四三月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、一四〇円を加えて得た額	一五五月に一月一六六、七五〇円に、上欄で一から一二月まで五五月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、一五〇円を加えて得た額	一六七月に一月一八〇、五二〇円に、上欄で一から一二月まで六七月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、一六〇円を加えて得た額	一七九月に一月一九四、四二〇円に、上欄で一から一二月まで七九月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、一七〇円を加えて得た額	一九一月に一月二〇八、四六〇円に、上欄で一から一二月まで九一月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、一八〇円を加えて得た額	二〇三月に一月二二二、六四〇円に、上欄で一から一二月まで〇三月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、二〇〇円を加えて得た額	二一五月に一月二三六、九七〇円に、上欄で二から一二月まで一五月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、二二〇円を加えて得た額	二二七月に一月二五一、四四〇円に、上欄で二から一二月まで二七月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ	二五一月に一月二八〇、八一〇円に、上欄で二から一二月まで五一月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、二四〇円を加えて得た額	二六三月に一月二九五、七〇〇円に、上欄で二から一二月まで六三月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、二六〇円を加えて得た額	二七五月に一月三一〇、七五〇円に、上欄で二から一二月まで七五月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、二七〇円を加えて得た額	二八七月に一月三二五、九五〇円に、上欄で二から一二月まで八七月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、二八〇円を加えて得た額	二九九月に一月三四一、三〇〇円に、上欄で二から一二月まで九九月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、二九〇円を加えて得た額	三一月に一月三五六、七九〇円に、上欄で三から一二月まで一一月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、三二〇円を加えて得た額	三二三月に一月三七二、四四〇円に、上欄で三から一二月まで二三月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、三二〇円を加えて得た額	三三五月に一月三八八、二五〇円に、上欄で三から一二月まで三五月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ	三四七月に一月四〇四、二一〇円に、上欄で三から一二月まで四七月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、三四〇円を加えて得た額	三五九月に一月四二〇、三二〇円に、上欄で三から一二月まで五九月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、三六〇円を加えて得た額	三七一月に一月四三六、六〇〇円に、上欄で三から一二月まで七一月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、三七〇円を加えて得た額	三八三月に一月四五三、〇四〇円に、上欄で三から一二月まで八三月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、三八〇円を加えて得た額	三九五月に一月四六九、六二〇円に、上欄で三から一二月まで九五月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、四〇〇円を加えて得た額	四〇七月に一月四八六、三七〇円に、上欄で四から一二月まで〇七月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、四一〇円を加えて得た額	四一九月に一月五〇三、二八〇円に、上欄で四から一二月まで一九月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、四二〇円を加えて得た額	四二一月に一月五二〇、三四〇円に、上欄で四から一二月まで三一月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、四四〇円を加えて得た額	四四三月に一月五三七、五七〇円に、上欄で四から一二月まで四三月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ	四五五月に一月五五四、九五〇円に、上欄で四から一二月まで五五月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、四六〇円を加えて得た額	四六七月に一月五七二、四九〇円に、上欄で四から一二月まで六七月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、四八〇円を加えて得た額	四七九月に一月五九〇、二〇〇円に、上欄で四から一二月まで七九月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、四九〇円を加えて得た額	四九一月に一月六〇八、〇六〇円に、上欄で四から一二月まで九一月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、五一〇円を加えて得た額	五〇三月に一月六二六、一一〇円に、上欄で五から一二月まで〇三月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、五二〇円を加えて得た額	五一五月に一月六四四、三二〇円に、上欄で五から一二月まで一五月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、五三〇円を加えて得た額	五二七月に一月六六二、七〇〇円に、上欄で五から一二月まで二七月に加えた月数に依りて、の月数をそれぞれ当該加えた月数の一月につきれ加えて得た月一、五四〇円を加えて得た額	五四〇月	六八二、七七〇円	別表第六(第十二条関係) 月数	四三月から五一月まで	〇八〇円を前月金額に加算した金額	四二月以下の月数一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額
----------	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	--	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	------	----------	--------------------	------------	------------------	---------------------------







数をそれぞれ加え て得た月数	一九一月に一月か 二〇二、一一〇円に、上欄で二 ら二月までの月九 に当該加えた月数 の一月につき 得た月数	二〇三月に一月か 二一四、七六〇円に、上欄で二 ら二月までの月〇 三月に加えた月数 の一月につき 得た月数	二一五月に一月か 二二七、四一〇円に、上欄で二 ら二月までの月一 五月に加えた月数 の一月につき 得た月数	二二七月に一月か 二四〇、〇六〇円に、上欄で二 ら二月までの月二 七月に加えた月数 の一月につき 得た月数	二二九月に一月か 二五二、七二〇円に、上欄で二 ら二月までの月三 九月に加えた月数 の一月につき 得た月数	二五一月に一月か 二六五、三七〇円に、上欄で二 ら二月までの月五 一月に加えた月数 の一月につき 得た月数	二六三月に一月か 二七八、〇〇〇円に、上欄で二 ら二月までの月六 三月に加えた月数 の一月につき 得た月数	二七五月に一月か 二九〇、六二〇円に、上欄で二 ら二月までの月七 五月に加えた月数 の一月につき 得た月数	二八七月に一月か 三〇三、二二〇円に、上欄で二 ら二月までの月八 七月に加えた月数 の一月につき 得た月数	二九九月に一月か 三一五、八〇〇円に、上欄で二 ら二月までの月九 九月に加えた月数 の一月につき 得た月数	三〇十一月に一月か 三二八、三九〇円に、上欄で二 ら二月までの月一 一月に加えた月数 の一月につき 得た月数
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

数をそれぞれ加え て得た月数	三二三月に一月か 三四〇、九七〇円に、上欄で三 ら二月までの月二 三月に加えた月数 の一月につき 得た月数	三三五月に一月か 三五三、五六〇円に、上欄で三 ら二月までの月三 五月に加えた月数 の一月につき 得た月数	三四七月に一月か 三六六、一五〇円に、上欄で三 ら二月までの月四 七月に加えた月数 の一月につき 得た月数	三五九月に一月か 三七八、七三〇円に、上欄で三 ら二月までの月五 九月に加えた月数 の一月につき 得た月数	三七一月に一月か 三九一、三三〇円に、上欄で三 ら二月までの月七 一月に加えた月数 の一月につき 得た月数	三八三月に一月か 四〇三、九一〇円に、上欄で三 ら二月までの月八 三月に加えた月数 の一月につき 得た月数	三九五月に一月か 四一六、五一〇円に、上欄で三 ら二月までの月九 五月に加えた月数 の一月につき 得た月数	四〇七月に一月か 四二九、一一〇円に、上欄で四 ら二月までの月〇 七月に加えた月数 の一月につき 得た月数	四一九月に一月か 四四一、七一〇円に、上欄で四 ら二月までの月一 九月に加えた月数 の一月につき 得た月数	四三一月に一月か 四五四、三二〇円に、上欄で四 ら二月までの月三 一月に加えた月数 の一月につき 得た月数	四四三月に一月か 四六六、九四〇円に、上欄で四 ら二月までの月四 三月に加えた月数 の一月につき 得た月数
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

数をそれぞれ加え て得た月数	四五五月に一月か 四七九、五六〇円に、上欄で四 ら二月までの月五 五月に加えた月数 の一月につき 得た月数	四六七月に一月か 四九二、二〇〇円に、上欄で四 ら二月までの月六 七月に加えた月数 の一月につき 得た月数	四七九月に一月か 五〇四、八四〇円に、上欄で四 ら二月までの月七 九月に加えた月数 の一月につき 得た月数	四九一月に一月か 五一七、四九〇円に、上欄で四 ら二月までの月九 一月に加えた月数 の一月につき 得た月数	五〇三月に一月か 五三〇、一四〇円に、上欄で五 ら二月までの月〇 三月に加えた月数 の一月につき 得た月数	五二七月に一月か 五五五、四八〇円に、上欄で五 ら二月までの月二 七月に加えた月数 の一月につき 得た月数	五四一月に一月か 五八〇、八〇〇円に、上欄で五 ら二月までの月一 一月に加えた月数 の一月につき 得た月数	五五五月に一月か 六〇六、〇六〇円に、上欄で五 ら二月までの月三 五月に加えた月数 の一月につき 得た月数	五五七月に一月か 六二八、二二〇円に、上欄で五 ら二月までの月四 七月に加えた月数 の一月につき 得た月数	五五九月に一月か 六五〇、三八〇円に、上欄で五 ら二月までの月五 九月に加えた月数 の一月につき 得た月数	五六一月に一月か 六七二、五四〇円に、上欄で五 ら二月までの月六 一月に加えた月数 の一月につき 得た月数	五五三月に一月か 六九四、七〇〇円に、上欄で五 ら二月までの月七 三月に加えた月数 の一月につき 得た月数	五五五月に一月か 七一〇、九六〇円に、上欄で五 ら二月までの月八 五月に加えた月数 の一月につき 得た月数	五五七月に一月か 七三二、一二〇円に、上欄で五 ら二月までの月九 七月に加えた月数 の一月につき 得た月数	五五九月に一月か 七五四、二八〇円に、上欄で五 ら二月までの月一 一月に加えた月数 の一月につき 得た月数
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

者 各月数のうちAの算定に用いた月数を被共済者の掛金納付月数に通算し退職金共済契約の効力

算定される金額	付録第二(第十条関係)	が生じた日に当該被共済者が退職したものとみなした場合に法第十条第二項第三号ロの規定により算定される金額
$A \times \frac{P}{1000} \times 1.01^{t/12} + B$	<p>備考</p> <p>A、P、t及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>A 各月数に対応する別表第五の下欄に定める金額</p> <p>P 退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額</p> <p>t 退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から移換額の移換を受けた日の属する月までの月数</p> <p>B 各月数のうちAの算定に用いた月数を被共済者の掛金納付月数に通算し移換額の移換を受けた日に当該被共済者が退職したものとみなした場合に法第十条第二項第三号ロの規定により算定される金額</p>	<p>付録第二(第十条関係)</p>
$A \times \frac{P}{1000} + B$	<p>備考</p> <p>A、P及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>A 各月数に対応する別表第五の下欄に定める金額</p>	<p>付録第三(第十六条関係)</p> <p>に一月未満の端数が生じたときは、これを一月に切り上げるものとする。</p>



P 退職金共済契約の効力が生じた日における掛  
金月額

B 退職金共済契約の効力が生じた日の属する月  
から各月数のうちAの算定に用いた月数分遡つた  
月において同日に応当する日(その日に応当する  
日がない月においては、その月の末日。以下「み  
なし加入日」という。)に退職金共済契約の効力  
が生じ、当該みなし加入日の属する月から現に退  
職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月  
までの各月分の掛金がPに相当する額の掛金月額  
により納付され、かつ、当該退職金共済契約の効  
力が生じた日に被共済者が退職したものとみなし  
た場合に法第十条第二項第三号ロの規定により算  
定される金額(みなし加入日が平成三年四月一日  
前の日である場合においては、同号ロ中「月数と  
なる月」とあるのは、「月数となる月(平成四年  
四月以後の月に限る。)」として算定される金額)